

第九章 現在の京都大学

解題

第九章では、教養部改革や大学院改革などの近年の大学改革が本格的に開始された一九八〇年代末以降の出来事に関する史料を収録した。

教養学部構想(七六九頁(四))につづく教養部改革プランとしては、一九八九年一月二日、「教養部にかかわる構想検討委員会」から総合人間学部新設構想などをまとめた報告(二)が西島安則総長へ提出された。これを原案として一九九二年五月六日に総合人間学部が設置され、教養部は一九九三年三月三日に廃止された。

一方、一九九一年六月三日の大学設置基準の改正によって教育課程の編成方法などが大幅に自由化されるようになる、全国の大学でも教養部改革やカリキュラム再編成などが行われるようになった。京大でも教育課程等特別委員会において大学設置基準改正に関わる学内の諸問題や教育課程の在り方に関する検討がなされ、一九九二年九月二九日に井村裕夫総長へ報告書(五)が出された。これにもとづき、教養部で開講されていた一般教育科目、外国語科目、保健体育科目にかわる全学共通科目が一九九三年度より本格的に編成された。一九九六年八月には全学共通科目の問題点と改善策を考えるための泊まり込みの討論集会が、全学の教職員二〇〇名の参加によって行われている(一七)。また、大学設置基準改正で示された教育研究活動の「自己点検・評価」は、自己点検・評価委員会において実施され、『京都大学自己点検・評価報告書 自由の学風を検証する』(一九九四年六月)がまとめられた。

大学院改革と第三キャンパス確保の問題に関しては、一九九三年二月二三日、将来構想検討委員会が設置さ

れ、「二一世紀における京都大学のあり方について（将来構想試案その一）」（一九九三年六月）（七）および「二一世紀における京都大学のあり方について——中間報告——」（一九九四年二月）（二〇）がまとめられた。これらの報告のなかで大学院改革の構想として、教育研究の高度化などを目的とした大学院重点化と学際的・総合的な教育研究の場としての独立研究科新設が提唱され、その結果一九九八年度までにエネルギー科学研究所（一九九六年三月二七日設置）、アジア・アフリカ地域研究研究所、情報学研究所（一九九八年三月二七日設置）、生命科学研究所（一九九九年三月二日設置）が設けられている。第三キャンパスの候補地は関西文化学術研究都市が有力であったが、吉田キャンパスとの距離などの理由から一九九九年九月の評議会において京都市西京区の桂・御陵地区に決定した。

運営体制の改革としては、総長特別補佐制度と副学長制が挙げられる。一九九四年一月二二日、「総長を補佐する体制の在り方について」の報告（一三）が、「総長を補佐する体制の在り方についてのワーキング・グループ」より井村総長へ提出され、これにもとづいて翌年二月七日、総長特別補佐制度が設けられた（資料編一、二六四頁）。これは大学改革の動きの中で多忙な状況にある総長の補佐として学内措置によつて設けられたもので、学内の専任教授の中から二名が選ばれた。しかし学内措置の制度では様々な制約があるため、副学長制への移行が検討されるようになり、一九九七年六月二四日の評議会で、副学長二名の設置を文部省に対して概算要求することが決定された（二一八）。また、事務職員の削減などに対応するために学生部を本部の事務局へ統合する計画も概算要求に盛り込まれた。なおこの学生部統合案に対しては、「管理強化につながる」とする反対意見が学生から出されたため、反対する学生と井村総長との間で「団体交渉」が行われたが、話し合いは平行線に終わった（二一九）。副学長制（資料編一、二六四頁）および学生部の事務局への統合は翌年度に実施された。

大学改革に関連した近年の動きとして国立大学独立行政法人化問題が挙げられるが、一九九七年一〇月一七日、首相を会長とする政府の行政改革会議で検討中であった国立大学の独立行政法人化問題に関して、現行案での独立行政法人化に京都大学として反対する方針が部局長会議において決定されている（二二二）。

大学開放に関する動きとしては、「京都大学学術出版会」の設立が挙げられる。一九八九年五月三十一日、学術出版会設立委員会より西島総長へ報告(二)が出され、これにもとづいて七月二十七日に任意団体として「京都大学学術出版会」が設立された。

国際交流に関しては、国際的な学生交流促進へ向けた動きが見られる。一九九五年七月五日、国際交流委員会より答申「大学間の学生交流のための協定書について(提言)」(二五)が井村総長へ出され、従来学部間や学科間で締結されていた学生交流協定が大学間でも締結されることとなった。また、諸外国からの学部留学生を受け入れて正規課程学生とともに英語によって教育するという京都大学国際教育プログラムは、同年に具体案がまとめられ(二六)、一九九七年一月より実施されている。

同和・人権問題に関しては、一九九〇年一月二六日、同和問題委員会より答申「同和問題等人権に関する教育及び研究の在り方について」(四)が西島総長に対して出され、これにもとづいて一九九四年度から全学共通科目として「人権・差別・偏見」に関する講義が始められた。一九九三年二月、京都大学の研究機関の教授から過去数年間にわたってセクシャル・ハラスメントを受けたとして、教授の元秘書の女性が京都弁護士会に人権侵害救済の申し立てを行い、これによって大学における性差別の問題が提起されることとなった(九)(一二)。大学としての対応が検討された結果、性差別問題に関する相談受け入れ窓口が各部署に設けられるとともに(一四)、一九九九年六月一日、セクシャル・ハラスメントの防止対策等を検討するための人権問題対策委員会および、性差別問題の相談受け入れを業務の一つとするカウンセリングセンターが設置されている。

環境保全問題に関しては、この時期、環境保全委員会(一九七七年四月二六日、廃棄物処理等専門委員会から改称)においてアスベスト問題と古紙回収問題に対する検討が行われた。アスベスト(石綿)を天井、壁材などを使用した建物に対する安全対策の必要性に関して、一九八七年一〇月より環境保全委員会および安全委員会において検討が行われ、翌年三月までに学内の一部施設に対して緊急対策工事が行われた(『京大広報』第三五五号、一九八八年七月一日)。一九八九年二月八日には、環境保全委員会の中にアスベスト問題小委員会が設けら

れ、同年、「アスベストによる環境汚染対策指針」(二二)がまとめられた。一九九三年四月三〇日には環境保全委員会によって「古紙の回収と再生紙の利用促進について」の報告書(二六)がまとめられた。

構内交通安全問題に関しては、一九七〇年代より段階的対策が実施されてきたが大きな効果があがっておらず、また学内工事にともなう駐車スペース減少の問題も生じてきたため、本部等構内交通委員会(一九九二年七月設置)の検討にもとづき、一九九三年一〇月より、違反車へのチェーンロックによる施錠などの暫定措置が実施されることとなった(二八)。

一九九七年の創立百周年にむけた記念事業は、一九八九年五月一六日に設置された創立百周年記念事業委員会において検討されていたが、一九九四年六月二一日に事業計画が発表された(二九)。一九九七年十一月二日、京都会馆第一ホールにおいて創立百周年の記念式典が行われ(三〇)、記念展覧会(一〇月二八日より十一月二四日)(二四)、記念音楽会(十一月一日)(二〇)、記念特別講演会および記念シンポジウム(十一月三日)(二二)も開催された。

(富岡 勝)

一 教養部にかかわる構想検討委員会からの報告〔抄〕〔七〕

一九八九(平成元年)一月二日

平成元年一月二日

総長 西 島 安 則 殿

教養部にかかわる構想検討委員会

委員長 藤 澤 令 夫

教養部にかかわる構想検討委員会の報告について
 教養部にかかわる構想検討委員会は、下記の事項について、審議を重ねて参りましたが、このたび、その構想がまとまりましたので、ここに報告いたします。

記

- (1) 総合人間学部の新設について
- (2) 京都大学における教養課程教育の改革案
- (3) 学術総合研究科の基本構想

教養部にかかわる構想検討委員会からの報告

目 次

I	総合人間学部の新設について	5
\$1.	設置の目的	5
\$2.	基本構想	5
\$3.	養成される人材	6

\$4. 総合人間学部と一般教育改革の関係

\$5. 学部構成(四学科三〇講座)

\$6. 学生定員

\$7. 学科・講座の説明

(1) 人間学科

(2) 国際文化学科

(3) 基礎科学科

(4) 自然環境学科

II 京都大学における教養課程教育の改革案

序

\$1. 制度的改革

\$2. 一般教育科目の改革

\$3. 外国語科目の改革

\$4. 保健体育科目の改革

\$5. 基礎教育科目の改革

\$6. この改革の大学教育への影響

\$7. 一般教育科目履修例

\$8. 新しい一般教育の実施について

III 学術総合研究科の基本構想

\$1. 現状と展開の方向

\$2. 研究科の組織の形態

\$3.	研究科の教育研究計画……………	38
\$4.	研究科の期待される効果……………	38
	(1) 新しいタイプの研究者の育成……………	39
	(2) 新しい分野での職業人の養成……………	40
	(3) 社会人の再教育……………	40
\$5.	学術総合研究科設置の目的と構想……………	40
\$6.	専攻・講座の説明……………	41
	(1) 科学・人間論専攻……………	41
	(2) 文化論・文化史専攻……………	44
	(3) 地域研究専攻……………	47
資料	教養部にかかわる構想検討委員会歴代委員名簿……………	49
参考資料	京大広報No三四六「教養部にかかわる構想検討委員会からの報告について(所感)」(抜刷)……………	50
\$1.	設置の目的	
	I 総合人間学部の新設について	

科学技術の進歩と近代社会の発展は、人類の幸福を様々な仕方で増進させたが、その反面自然環境の破壊や社会的対立、文化・生活・生命観そのものの混乱といった多

くの困難を我々にもたらした。このような状況を打開して、未来に及ぶ人類の活力ある生存と文明の新たな発展の可能性を切り開くためには、これまでの諸科学のように、各専門分野に限定された個別的研究・教育に終わるのではなく、それらを総合して現実を全体的に捉え、これに指針を与えようような新たな学問的営為を確立することが求められる。すなわち宇宙・地球規模にわたる自然環境の全体を統一的に把握し、同時にそれとの相互作用のうちにある人間存在の全体像を的確に認識することによって、自然と人間との新たな全体的調和を可能にする文明の条件を探究することが、必須の課題となるであろう。

「自然と人間との新たな全体的調和」は、求められる文明の理想であると共に、その文明を担うべき人類の新しい人間性(humanitas)のありかを示すものである。したがってこの理想の実現に向けて現実の全体を総合的に研究し、その成果を通じて望まれる新たな人間形成(homo humanus)を目指すとするならば、それはこれ迄の人文主義的教養や単なる総合的教養教育の枠を超え、二一世紀に向かって文明と人間性の新たな次元を開く画期的な研究・教育を可能にするものとなろう。

以上の見地から、新たな学部として、京都大学に「総合人間学部」を設立せんとするものである。

§2. 基本構想

自然と人間の調和した発展の可能性を探究するために、専門諸科学による各領域の精密な分析的研究と共に、その研究成果をもとにして、自然と人間とがそれぞれ統一体として機能し互いに調和しあうことのできる条件を、総合的・全体的に明らかにせねばならぬ。このような「自然と人間」全体の総合的把握という課題に応えるため、本学部では、人間存在の総合的研究を行なう「人間学科」、自然環境の総合的研究を行なう「自然環境学科」を設置する。

現代世界の大きな特徴は、その未曾有の発展およびそれに伴って惹起された困難が、共に科学・技術の著しい進歩を原動力としてしていることである。科学・技術の基礎的枠組となるのは、数理的自然学である。従ってこのような数理的自然学によって立つ基盤を、その歴史と原理の両面から総合的に探究することは、人類文化に新たな展開をもたらす知的地盤を提示することになる。このような目的をもって本学部に「基礎科学科」を設置する。現代世界のもう一つの特徴は、国際化である。社会・

経済の発展と交流手段の発達によって、接触と対話が地球全体に起こった結果、文化の多様性と共通性、すなわち文化の国際性がいたところで認識されざるをえなくなった。国際性の認識を欠いて、人類文化に今後の豊かな発展は期し難い。研究の焦点を、このような文化の普遍的次元と地域的多様性とに合わせ、本学部に「国際文化学科」を設置する。

〔中略〕

§4.

総合人間学部と一般教育改革の関係

- 1) 大学教育の今日最大の問題が、一般教育とそれを実施する教養課程にあることは異論ないところであらう。高邁な理想をもって発足した一般教育も、現在行われている姿は、専門教育のための基礎教育と一般学生向きの易しい概論講義の混在であるというのが大方の実態であり、このような一般教育にそれ固有の学問的意義を見出すことは困難である。したがって一般教育を実施する教養課程は、学生からも教官からも専門課程に至るための単なる通過課程とみなされ、独自の教育の場としての機能を十分に発揮しえないものとなっている。
- 2) このような実態を改めて、あるべき一般教育の理想

を実現するためには、現在の一般教育の内容と制度が大幅に改革されねばならない。我々は十五年に及ぶ研究と討議の末、後述に見られるような「京都大学における教養課程教育の改革案」を得た。その要点は次の通りである。

a) 教養課程と専門課程との区別を廃止し、一般教育と専門教育を同時に四年間一貫した形で実施する。

b) 現行の専攻に相当する主専攻に加えて、新たに副専攻の制度を設け、この副専攻として履修される単位、及び更に専門科目から履修される単位、各一二単位(計一四単位)までを、一般教育科目の単位に換算しうるものとする。

c) この措置により相当数の専門科目が一般教育の科目として開放されることになり、単なる入門講義であるかの如き誤解を生んでいた一般教育の印象が一新され、学問に対する活き活きとした興味を呼びおこす一般教育が可能となる。

また副専攻を履修することにより、主専攻以外のもう一つの分野でも知識と訓練を身につけ、将来に向けて柔軟で創造的な活躍の可能性を準備することになる。

3) 副専攻の履修及び一般教育科目に読み替えられる専門科目の履修は、原則として全学の専門科目において認められるのが望ましいが、実際に主として行われるのは新設される総合人間学部の専門科目においてであろう。何故ならば、既存の九学部は主として固有の専攻学生のための教育・研究にあたらねばならず、その専門科目を全学の学生に開放する余地ははなはだ少ないと考えられるからである。

また副専攻及び読み替え科目として使用される専門科目は、様々な学問分野から無秩序に与えられる諸科目であってはならず、一般教育の高邁な理想を体して、新たに統合された専門科目群であることが望ましい。

以上の理由により、京都大学における一般教育改革を担うための専門科目群を提供する固有の組織として、総合人間学部の新たな設立が求められるのである。

4) 総合人間学部は、単なる学際的・総合的な学部ではない。自然と人間の調和を理念として、人間の良き生存の条件を探究するという目的に向けて統合された学部である。したがってこのような総合人間学部で行われる専門教育に一般学生が参加することは、これからの人類社会を担って困難な道を切り拓いてゆかねばな

らない彼らに対し、根本的な思索と知的経験の得がたい機会を与えることになろう。

5) 総合人間学部を受け持つ学生集団は、(1)その専門科目においては、固有の主専攻学生、全学の副専攻学生及び一般教育科目に読み替えられる専門科目を履修する学生である。(2)外国語科目と保健体育科目は、全学の大半の学生が本学部で受講する。(3)専門教育のための基礎的な一般教育科目のうち、全学に共通する科目は本学部で開講される。

6) 基礎的な一般教育科目のうち、各学部において特色をもつてそれぞれ実施するのがふさわしい科目は、各学部に移される。その移行を助けると共に専門的教育研究を充実させる意味で、現在の教養部教官の既存各学部への移籍が今後漸次行われる。

7) 以上のような根本的な改革を京都大学において実施するためには、その専門科目をもつて、一般教育改革の実施主体となる総合人間学部の新設が、必然的に要求される。

おそらくその必然性の度合いは、大学の歴史と規模とに相関的であろう。例えば中規模の総合大学などでは、既存学部の専門科目や教養課程から移籍する教官などに

よつて、副専攻や専門科目の読み替えによる改革を実施することも可能である。また中・小規模の大学では、その教官数の余裕のなさを考慮して、別の原理(例えばコア・カリキュラムなど)によつて一般教育を活性化することも考えられる。

しかし自由で創造的な学問の伝統を我が国に築いてきた京都大学の歴史を顧みる時、現在の質・量共に豊富な教官集団を活用して総合人間学部を新設し、これにより上記の如き抜本的な一般教育改革を実現することとは、京都大学のみならず日本全体の学問の発展と人類の将来のために必要欠くべからざる課題であると言えよう。

〔中略〕

III 学術総合研究科の基本構想

〔中略〕

\$5.

学術総合研究科設置の目的と構想

現代の学術研究は、あらゆる領域において著しい発展・深化をみたが、その一方で研究分野の高度な専門化と細分化をもたらすに至つた。京都大学の各研究科・研究所等は、おおむねこのような専門化に対応した組織をもつて運営されており、そこから多くのすぐれた研究成果が

生み出されたことは周知の事実である。

しかし、我々人間がその中に生きる現実の世界そのものは、決してこれらの専門化・細分化された個別的領域に収まるものではなく、自然的事象や社会的事象、あるいは文化的事象のすべてが有機的に関連しあつた具体的な全体として経験されているのである。学問研究の営為は本来、人間にとつてのこの具体的な現実に対応して出発したものであり、最終的にそのような現実の全体的な意味を明らかにすることを指向すべきであらう。しかし、研究分野の高度な専門化と細分化の進行は、それぞれの領域における知見の増大のためにきわめて有効に働いてきた反面、それらの知見の間の全体的な連関を見えにくくしていることも事実である。学問研究そのものが本来指向すべきこの全体的な連関を明らかにするためには、おのずから学際的視点と専門諸科学の総合の努力が必要とならう。ことに今後人類が出会ふであろう困難で複合的な諸問題に対しては、専門諸科学が協力してこれに取り組むほかはない。

この見地からする新たな研究領域としては、さしあたって以下のような事例が考えられるであらう。

1) 科学・技術を重要な構成要素とする現代世界にお

いて、科学、特に基礎科学が果たす役割とその意味の
説明。

2) 物質・生命・文化という、現実の全体的関連のなかで、人間が果たす機能とその存在構造の説明。

3) 科学・技術の発展のなかで、自然と人間との新たな全体的調和を可能にする生命環境の説明。

4) 人類文化の多様な展開としての各地域の社会・文化の個性的様態と共通性についての説明。

これらの研究を有効に遂行するためには、専門諸科学が既成の体制で協力しあうだけではなお不十分であり、上述のような目的を明確にそれ自体として設定し、その目的によつて統合された研究機構を新たに組織することが必要である。本構想は、このような新しい教育・研究の機構において、総合的な研究目的に即した研究者を育成し、更に現代世界と科学・技術の進展にともなつて今後展開の予想される新たな研究領域に対応しうる柔軟性のある研究者の養成を目指して、京都大学大学院に学術総合研究科という新たな研究科を設立せんとするものである。

〔以下略〕

〔注〕『京大広報』第三六六号別冊、一九八九年三月一日に掲

載。

原文は横書き。

二 学術出版会設立委員会報告*

一九八九(平成元)年五月二日 [七]

平成元年五月二日

京都大学総長

西 島 安 則 殿

京都大学学術出版会設立委員会

委員長 藤 澤 令 夫

本委員会は、京都大学学術出版会の設立にかかわる諸事項について審議してきましたが、このたび成案を得ましたので、下記のごとく報告いたします。

記

I. 経 緯

先に京都大学学術出版会設立準備委員会(林良平のちに福島徳壽郎委員長、以下「準備委員会」という。)は、一九八三(昭五八)年六月に答申を行ない、京都大学学術出版会以下「出版会」という。)の目的、理念、必要性和その具体的

構想を提示し、「一日も早く出版会の発足することを熱願している」ことを表明した。この答申の全文は、「京大広報」No.二五七(一九八三・七・二)に、沢田総長(当時)の前文とともに掲載された。

その後しかし、出版会の設立は延期されたまま今日に至ったが、本委員会は、この準備委員会の答申の趣旨を承け継ぎながら、財団法人京都大学後援会(以下「後援会」という。)からの助成のもとに出版会の設立を現実化すべく、「京都大学学術出版会設立委員会要項」(一九八九(平成元)年二月七日総長裁定)に基づいて設置された。

したがって本委員会は、準備委員会の答申において結論づけられた「大学出版部は、大学の果すべき使命、すなわち知識の維持・促進、普及という本質的機能の実現について、必須の機構である。さらに、このような媒体を通じてこそ、真の国際的学術交流の成果が実りあるものとなるものである。京都大学にとっても、その使命達成のためには、この種の出版部を欠くことはできない」という出版会設立の目的・理念を継承するとともに、その具体的構想——公益事業としての設立・運営・事業内容、財政と経営——について、その基本的趣意を承け継ぐものである。

II. 出版会の性格——後援会との関係

- (1) 出版会は後援会から援助(助成)を受ける任意団体とする。京都大学創立一〇〇周年を機に財団法人として独立することをめざす。

(2) 出版会の会計

- (a) 出版会は、年間事業計画及び年間予算案を作成する。
- (b) 出版会は、年間事業計画及び年間予算案に基づいて助成金の交付を後援会に申請する。
- (c) 出版会は、後援会より助成金の交付を受ける。
- (d) 出版会は、助成金等を経理する。

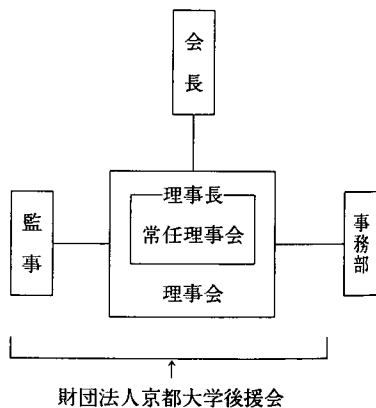
(出版会貸借対照表及び出版会損益計算書)

III. 出版会の内部組織

- (1) 将来財団法人化をめざす大学の準公的組織とするが、当面は、簡明で機動的であることを期するために、評議会は設置せず、理事会のみとする。

(2) 組織図

(3) 組織図の説明



理事長 — 京都大学総長

理事会 — 各学部・教養部・研究所・センター

代表(以上一四名)、附属図書館長、及び名誉教授若干名よりなる理事によって構成される。最高決定機関として、年間事業計画及び年間予算案の立案と決算を行なうため、年二回(会計年度の半ばと終了時)定期的に開くが、当面出版会が軌道に乗るまでは、必要に応じて随時開催して運

営のための審議を行なう。

常任理事会 — 理事の互選による理事長（一名）及び

常任理事（四〜五名）から構成される業務執行機関。理事長は出版会を代表する。原則として月一回定例的に開くが、これも当面は必要に応じて随時開催し、また場合によりその下に部会等を設置して、運営のための諸方策を立案・執行する。

監事 — 監査をつとめる。京都大学教職員及び後援会の役員から選出する。

事務部 — 出版会の事務を行なう。（当面嘱託一名、補助員一名くらい）当分の間、出版会の事務所は京都大学構内におく。

IV 出版会の事業

(1) 事業内容については、準備委員会答申をふまえる。

(2) 事業項目中、当面力を入れるべきジャンルは、学術専門書の刊行とする。

(3) 学術専門書の刊行決定の手続き

- (a) 企画は常任理事会で決定し、理事会で承認を得る。
(b) 企画は、なるべく早く、年度計画として作成され

るように努力する。

(c) 出版会の事業内容及び企画決定の基準は広く学内外に認知されるようにする。

(4) 事業内容の充実のために、刊行物に関して、早急に次の可能性をさぐる。

(a) 出版会にふさわしいシリーズ（翻刻シリーズも含む）、叢書の系統的な刊行の可能性（京都大学所蔵本の翻刻・復刻版、学術資料、その他）

(b) 外部との提携出版及び委託出版引受の可能性
むすび

本委員会は、以上の事項に基づいて出版会を早期に設立することが適当であると考えたものである。

〔注〕『京大広報』第三七四号、一九八九年七月一日に掲載。原文は横書き。

三 アスベストによる環境汚染対策指針〔抄〕〔七〕

（一九八九（平成元）年）

アスベストによる環境汚染対策指針

1. アスベスト問題の経緯
環境保全委員会アスベスト問題小委員会

珪酸塩鉱物であるアスベスト（石綿）はその繊維性構造と耐熱性、耐火性、耐腐食性などの特性から、建築材料をはじめ多くの用途で使用されてきた。本学においても昭和三〇年代より昭和五〇年前後までに建設・改修された施設の中には天井、壁などにアスベスト吹付けが行われている。一方、アスベストの人体影響については、昭和初期からアスベスト肺が確認され始め、昭和三〇年代にさらに肺がん、悪性中皮腫もアスベスト暴露により生じる疾患として認知されるに至った。これらの疾患が明らかになってきたことから、我が国でも昭和四七年より「労働安全衛生法」「同法施行令」「特定化学物質等障害予防規則（特化則）」等において労働環境におけるアスベスト規制がなされ、アスベスト吹付け作業の事実上の禁止、石綿粉じんの管理濃度等が定められている。また最近では大気汚染防止法の改正により、アスベストを「特定粉じん」に指定し、アスベスト製品工場などの事業者が工場施設の設置届やアスベスト濃度測定を義務付けるなどの動きが見られる。これに対し、一般環境中におけるアスベスト規制に対しては我が国では対応されていない。米国では環境保護庁（EPA）等が中心となり教育施設におけるアスベストに対し、種々の対策が講じられてつつある。京都大学においても、昭和六二年一〇月より

本学環境保全委員会、安全委員会において、京都大学におけるアスベスト対策の必要性について検討を開始した。その結果、アスベストの非職業的暴露に関しては未だ定まった説はないものの、本学の教職員・学生等の健康面への最大限の配慮、良好な教育研究環境の確保という視点からアスベスト対策を検討する必要があるという結論に達した。

昭和六二年一〇月九日の第四九回環境保全委員会ならびに昭和六二年一〇月二一日の第八四回安全委員会の審議により設置されたアスベスト問題協議会（仮称）は昭和六三年二月二七日まで、計一四回開催され精力的な検討を進めてきた。その後、平成元年二月八日の第五六回環境保全委員会において、同協議会は「京都大学環境保全委員会アスベスト問題小委員会」として、発足されることが決定された。（中略）

昭和六三年三月までにとられたアスベスト緊急対策については京大広報No.三五五（一九八八・七・一）にて報告済みであるが、今回は長期展望にたったアスベストによる環境汚染対策に関する指針について報告する。以下の指針は「京都大学環境保全委員会アスベスト問題小委員会」において審議・承認されたものであり、本問題に対する本学の当面の方針を示すものである。

2. 新規建築材料に関する指針

今後、新規に建築する新営建物については可能な限り、吹付けアスベストの使用を控えるものとする。また石綿スレートをはじめとする石綿セメント製品などの建築材料の使用に関しても、アスベスト飛散等の影響を最大限考慮するものとする。

3. 吹付けアスベストに関する指針

現在までのアスベスト消費量から見れば、石綿スレートをはじめとする石綿セメント製品の消費量が七割程度を占め、吹付けアスベストの消費量は全体の一割程度と推定され、その占める割合は小さい。しかも昭和五〇年の特定化学物質等障害予防規則改正後は原則的に吹付けアスベストの使用は禁止されている。しかし一方、アスベストを含有する建材で、経年劣化等によりアスベスト繊維を遊離する可能性が大きいと見られるのもこの吹付けアスベストである。そこで本学においては吹付けアスベストによる環境汚染対策を最優先させることとし、緊急対策等の対策を実施してきている。この吹付けアスベストに対する基本的指針は、

- ① 環境汚染対策を実施する吹付けアスベストはアスベスト含有率が一%以上を対象とする。この濃度は現在

の測定技術で確実な検出可能な下限濃度に相当するものである。

- ② 汚染対策の優先度決定には吹付けアスベスト材料のアスベスト濃度、ならびに固着状況を考慮し、衛生面、使用人数等を加味することとする。

- ③ 汚染対策方法は基本的には撤去法を原則とし、撤去法の適用が困難な場合にはクリーンルームの設置等の措置をとり、アスベスト濃度のモニタリングを実施の上、使用するものとする。対策工法は建設省住宅局建築指導課監修「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」に準ずるものとする。

- ④ 対策実施後の当該教室等の使用可能性の判断、対策効果の確認等のため、アスベスト濃度測定を実施する。測定方法は環境庁のモニタリング法に準じ、当面はメンブランフィルター採取後、位相差顕微鏡により検鏡する方法を採用する(注参照)。これはアスベスト濃度測定法としては透過型電子顕微鏡による方法もあり得るが、当面の実施の難易性を考慮したものである。

本指針に準じた形で、事務局施設部において最大限の配慮をもって、昭和六二年度に教養部A号館講義室、西部学生食堂に存在した約二、〇〇〇㎡の吹付けアスベスト撤去

工事を実施した。また昭和六三年度には次のような対策を実施した。文学部東館実験室空調機室、法学部法経北館屋階ファンルーム、医学部動物実験施設排風機室・集塵機室・発電機室、工学部坂記念館油圧源室・九号館NMR測定室、教養部A号館A地五講義室、人文科学研究所東洋学文献センター歴史研究室・芸術史作業室・事務室、ウィルス研究所本館5F恒温室・五一三号室・ミクロトーム室、原子炉実験所污水处理槽管理棟機械室、胸部疾患研究所図書室について、約一、〇〇〇㎡計一八室の吹付けアスベスト撤去を、また法学部法経北館空調機械室、医学部動物実験施設機械室、工学部八号館機械室・空調機械室、胸部疾患研究所ボイラー室・電気室、施設部法経北館管理人室・ボイラー室について、クリーンルーム設置、マスク着用、使用制限等の暫定対策を実施した。

4. 現存施設の解体・改修に関する指針

アスベストによる一般環境汚染への影響を考えた場合、吹付けアスベストとともに重要な課題と考えられるのが、現存施設の解体・改修時における石綿製品からの飛散の問題である。この判断は上述したとおり、石綿製品の使用量が極めて多いこと、陸地から遠く離れた離島においても低濃度ながらアスベストが検出され、かなり広域のアスベス

ト拡散がおこり得ると考えられることなどにもとづく判断である。しかしながら、解体・改修時のアスベスト対策工法としては、現実的で、しかも効果のある決定的な工法がないのが現状である。そこで当面の対策として、①湿潤化法、②シート養生法、③機械解体の実施抑制などの方法を検討するものとする。今後の本部工事、部局工事とも施設の解体・改修に際しては、施設部、環境保全センターと連携を図り、解体・改修に関わるアスベスト飛散の影響を考慮しつつ行うものとする。

5. アスベスト廃棄物に関する指針

アスベストを含む廃棄物を最終処分した際の飛散、処分地の再利用時の影響など、アスベスト廃棄物に関する指針は重要な課題である。そこで本学の当面の指針としては、

① 吹付けアスベスト廃棄物は固化のうえ、当面は学内に保管するものとする。

② アスベスト成型製品(ボード、実験器具等)や対策工事に関わる低濃度のアスベスト付着物は現行の行政指導に従い処分するものとする。

なお、アスベスト廃棄物に関する指針は廃棄物処理処分法の研究開発状況を見極めたうえで、再検討し指針の見直しを図るものとする。

6. 今後のアスベスト対策について

今回、本学におけるアスベスト対策として、世界的な標準対策を参考にしつつ、長期的展望にたった対策指針の策定を行った。今後は本指針にもとづき、効果的な対策を実施することが肝要である。そのため、今後は新規のアスベストに関する課題を本小委員会において検討を進めるとともに、指針運用にあたっては本部事務局、環境保全センターが中心となり、その経過を小委員会へ報告するものとする。これらのアスベスト対策を遂行する際には、教職員・学生の健康面、不安感を第一に配慮して、本問題に対する対策を多面的な配慮のもとに進めていく所存である。

〔注〕『京大広報』第三七五号、一九八九年七月一日に掲載。

原文は横書き。

原注は省略。

四 同和問題等人権に関する教育及び研究の在り方について(答申)

一九九〇(平成二年)一月二六日

平成二年一月二六日

京都大学総長 西島安則 殿

京都大学同和問題委員会
委員長 上田 正昭

同和問題等人権に関する教育及び研究の在り方について(答申)

(西島安則)

本委員会は、平成二年一月一六日、総長より、「同和問題並びに人権に関する教育及び研究の在り方について」の諮問を受け、審議を重ねた結果、以下のような答申を行うこととした。

同和問題の教育及び研究に関しては、昭和五〇年一月二〇日に、本委員会より中間報告が総長宛に提出されているところであり、「同和問題が、日本国民における市民的権利と自由の平等な保障が行われていないという国民的課題として存在しているかぎり、同和問題に関する研究と教育は、大学が果たすべき重要な基本課題であると考えねばならない。」と述べ、「各学部や研究所は、それぞれの専門領域における研究と教育が、同和問題等基本的な人権にかかわる社会現実の解明と改革に、どのような仕方で貢献しうるかを検討しつつ、その成果を授業と研究のなかに実体化していく努力が望まれる。」としている。また、「教官自身が積極的に研究・学習の機会をもつように努め、学生に対する授業も、同和問題や人権問題に関する概論の講義を教養課程

に位置づけるべきではないかと考える。」と述べている。

現在、同和問題に関する授業は、教養部の国史学及び教育学の演習、教育学部の講義等に見られ、教職科目としては、後者を勧奨科目として扱うことに加えて、教育実習のオリエンテーションにおいて同和教育をとりあげている。

また、教育学部における民族教育、障害者教育の講義(勧奨の教職科目としても位置づけられている)、及び教育実習オリエンテーションにおけるそれらの指導等人權問題に関する授業が見られる。同和問題の文献・資料については、全学的に収集に努め、学部の手をこえて利用に供するようにするとともに、同和対策審議会答申及びこれに関連する法について、学内教職員・学生に資料を配布している。

周知のように、人權の確立は、我々人類共通の課題であり、国際的にも、この四半世紀に、人種差別撤廃条約、国際人權規約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約等が締結され、障害者の権利宣言がなされるなどの活発な動きが見られる。人間性を追求し、民主主義の徹底をはかるうえで、同和問題等人權問題へのとりくみが一層促進されねばならないが、本学では、さしあたり、所属学部のいかんを問わず受講できる科目として、同和問題を含む人權問題に関する講義を開講することが望まれる。この講義の開講に

あたっては、全学的な委員会を構成して、企画・運営についての協議を行うことが必要であろう。そのことに関連し、各学部・教養部・研究所等において、人權問題の視点に立った研究・教育に、なお一層の努力を払うことが期待される。また、現在、人權に関する研修会が教職員を対象として開かれているが、より多くの人を対象とした、学術講演会の開催などを、検討することが望まれる。

(注) 『京大広報』第四〇二号、一九九一年一月一五日に掲載。
原文は横書き。

五 教育課程等特別委員会報告書(抄)

一九九二(平成四)年九月一九日 [七]

平成四年九月二九日

京都大学総長 井村 裕 夫殿

教育課程等特別委員会

委員長 久馬 一剛

教育課程等特別委員会報告について

教育課程等特別委員会は、大学設置基準の改正、総合人間学部の設置等に伴う教育課程の再編・高度化を中心とした諸課題につき審議を重ねて参りましたが、ここに審議を

終了致しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

教育課程等特別委員会報告書

1. まえがき

京都大学は、平成四年一〇月より総合人間学部を発足させ、平成五年三月末をもって現教養部を最終的に廃止することを決定している。昭和二四年に新制度の京都大学が発足してから四三年余を経て、京都大学はいま大きな転換点に立っている。折りしも大学設置基準の改正により、各大学ともより自由な発想で自らの教育体制を検討し選択できることになった。京都大学としては、過去の伝統を踏まえつつ、新しい学術創造への道を切り拓く契機として、これを受け止めようとしている。

総合人間学部の創設に至る過程で、「教養部にかかわる構想検討委員会(藤沢令夫委員長)」(以下の文中では藤沢委員会と略称)等において中心的に論議されたのは、一般教育とそれを実施する教養部の在り方についてであった。それは、戦前の大学教育における、あまりにも早く、あまりにも狭い専門分化の傾向を打破するために設けられたいわゆる教養課程が、その独自の一般教育の場としての機能を十分発

揮し得ないまま、専門教育への単なる通過過程とみなされてきた状況を改革することが、今日の大学教育における最大の課題として認識されていたからにほかならない。総合人間学部の創設がかかる現状を打破するために構想されたことは、京都大学が一般教育のあるべき姿をあらためて求め直そうとする意志の表明とも見ることができよう。

京都大学では、大学設置基準の改正に先立ち、藤沢委員会の「報告」(平成元年一月)の線に沿って、既に多くの学部で四年(医学部については六年)一貫教育実施の方向を打ち出していた。これは決して一般教育の軽視を意味するものでなく、むしろ一般教育を前期二年に置いて専門教育のための予備教育的な位置付けとしてきた点を改め、学生の人間として、また専門家としての成長に伴って要求される、「自由な思考のためのより豊かな背景と、職業的訓練のためのより良い基盤を造るに必要な、幅広い人間性尊重の態度(humanistic attitude)」を、四年あるいは六年間を通じて得させようとするものであって、一般教育高度化の狙いと表裏一体のものである。

このように京都大学においては、総合人間学部の発足／教養部の廃止を、本来の意味における一般教育の高度化、多様化の契機とする意向の強いことがうかがわれる。この

ことは、近年の複雑化し、かつ価値観の多様化した社会状況の中で、真の専門家の育成が、広い世界的視野と深い人間理解なくしては不可能であることが、よく認識されているからであろう。

しかし、それにしても新しい学部⁽¹⁾の創設、旧来の教養部の廃止は、理念の域を超えて多くの実務的な対応を迫っている。京都大学として教養部廃止後の一般教育を如何なる体制で実施するのか、そのための教育課程をどのように編成するのか、などの問題は、差し迫った解決を必要としている。また、この改革とほとんど同時に大学設置基準や学位規則の改正が行われたが、それらに対しても京都大学としての制規等の整備が必要である。そのため、これらの諸問題の検討にあたる機関として平成三年七月、当時の西島⁽²⁾総長の裁定によって設置されたのが「教育課程等特別委員会」である。各学部からの複数の委員と制規等専門委員会委員長によって構成され、特別委員会委員長には久馬委員⁽³⁾が、副委員長には朝尾⁽⁴⁾、中川⁽⁵⁾、木下三委員⁽⁶⁾が選任された（資料1）。

本特別委員会は、総合人間学部の発足までに必要な体制や制規等の整備の方向を定めることが必要と考え、委員全員の熱意と協力の下に鋭意検討を重ね、ここに最終報告書

をまとめるに至った。なお、必要に応じ、本年四月京大広報No.四二七別冊に掲載された中間報告の内容をも取り入れて、本報告を作成したことをお断りしておく。

〔中略〕

4. 教育課程等特別委員会における審議決定事項

(1) 教育課程の編成方針、編成方法に関すること

〔中略〕

イ 平成五年度以降の方針、方法について

カリキュラム等検討専門部会の最終報告は、中間報告の後を承け、主として平成五年度以降のカリキュラム編成の方針及び方法に関する論議の結果を総括している。この報告は全体委員会に付議され承認された。別紙1にその全文を掲載してあるが、ここでは主要な論点を挙げ結論を摘記する。論議の細部については専門部会報告（別紙1）を参照されたい。

① 高度一般教育としての「教養教育」を重視する基本姿勢の確認⁽¹⁾

カリキュラム等検討専門部会では、先ず一般教育の本来あるべき姿、その現代的意義などについて論議を重ね、人間らしさを擁護し促進する態度を涵養するための高度な一般教育を志向すべきこ

と、この高度一般教育を「教養教育」と呼んで、京都大学がこれを重視する基本姿勢を確立すべきこと、を提言している。大学設置基準の大綱化による四年一貫教育の方針そのものは、京都大学が自ら選んだ方向と合致するものであつてなら問題は無いが、これが一般教育を圧迫して専門教育偏重の傾向を生ずることは厳に戒めるべきである。京都大学としてはここにいう「教養教育」重視の基本姿勢を宣明し、各学部もこれを承けてその実施に格別の配慮をするよう要請することで意見の一致をみた。

② 全学共通科目の教育実施のための体制…

藤沢委員会は、その報告中に「総合人間学部は本学における一般教育の実質的な責任部局となるべきことを明記しており、それを承けて西島前総長も、総合人間学部の一般教育実施における責任部局としての役割を繰り返し述べられた(京大広報No.三六六及びNo.四一九別冊)。

カリキュラム等検討専門部会においては、総合人間学部を実施責任部局として全学共通科目の教育を行うにあつての、体制や学内規程上の取り

扱いなどをめぐって論議が行われた。その結論として、総合人間学部が、全学的協力体制の構築を基本に、全学共通科目の主要な部分(カテゴリー二及び三)を提供し、全学の高度一般教育の実施に責任をもつことについて共通の理解が得られた。そして全学的協力体制の構築にあつては、人間・環境学研究科と総合人間学部との間で、実施協力についての合意が望まれること、また専門教育の実施、人間・環境学研究科への協力、現教養部に比しての教官定数の減少など、総合人間学部教官の教育負担の増大が不可避であるところから、各学部、研究所及びセンター等の高度一般教育への積極的な協力が必要であること、についても意見の一致をみた。

なお、平成六年度以降における高度一般教育の円滑な実施を保障するには、平成五年四月発足後の総合人間学部における教育実施の実態を見究めつつ、上述の原則を踏まえて適切に対処することが必要であり、次に述べる全学的機関において引き続き慎重な検討が加えられることを望むものである。

③ 全学共通科目の企画・調整・運営のための恒常的機関…

全学共通科目を全学的に企画・調整・運営すべき恒常的機関として「京都大学教育課程委員会(仮称)」の設置が提案された。その性格、組織等については、総長を委員長とし、各学部、人間・環境学研究所、研究所、センター等を代表する委員によつて構成される全学委員会とするとされている。また、この委員会の実務的な性格から、委員会内にカリキュラムに関する専門部会ないし専門委員会を設けることが提案された。

④ 平成五年度以降の全学共通科目の卒業要件…
各学部における平成五年度以降入学者の全学共通科目に関する卒業要件が定められた。これに基づき各学部規程等の改正が行われる必要がある。

⑤ 平成五年度における全学共通科目の統括・調整とカリキュラム編成…

平成五年度に全学共通科目として総合人間学部をはじめ、多くの学部、研究所、センターから提供される予定の科目の名称、対象学生、単位数等の一覧表を資料4に添付する。これらの科目の多

くは教養科目として全学学生に提供されるものであり、今回の一般教育改革の狙いとされた一般教育の高度化と多様化の実質をなすものである。もとより一般教育の高度化が一日にして成るうはずがなく、今後その内容の充実のため不断の努力を傾注する必要があることはいうまでもない。さらに将来に向けては、総合大学としての利点を活かした、複数部局にまたがる教養科目の提供の可能性なども模索されるべきである。

これら全学共通科目の教育の実施については、時間割の編成、教室の配置など実務的な対処を必要とする問題が多く、本委員会では現在もなおその作業を続けているが、上に述べた「教育課程委員会」の発足後は、その中に置かれるべきカリキュラムに関する専門部会ないしは専門委員会によつて、作業が引き継がれることになる。

⑥ 平成五年度における全学共通科目教育の実施に必要な学部間調整と事務組織等…

全学共通科目のカリキュラム実施のためには、例えば、各学部のアカデミックカレンダーや時間割などの調整が不可欠である。また全学共通科目

の登録、試験、成績の電算管理などをはじめ、学生・厚生関係の事務組織・体制を整備することが必要となる。これらについての検討結果の要点は次のとおりである。

○ 時間割については、全学共通に一コマ九〇分として朝八時四五分開始で合意されたほか、週休二日制への対応と、四年一貫教育のための低学年への専門科目配当を可能にするなどの考慮から、新たに五時限目を設けることが決まった。アカデミックカレンダーについても標準的な考え方が示され合意された。

○ 全学共通科目の管理については、講義と試験は提供部局が、登録や成績の電算入力等は総合人間学部が、また成績の管理は各学部が扱うことになった。ただし、この体制で実施してみた上で、問題があれば再度見直すこととしている。

○ 一回生の語学、数学や実験などにはクラス制を残す。

○ 育英会奨学金、授業料免除、証明書発給などは、各学部で行うのが筋ではあるが、事務的な諸般の考慮から、一・二回生についてはさしあたり

総合人間学部で行うことにした。ただ、総合人間学部の事務部が、学部のみならず人間・環境学研究科の事務をも扱わねばならぬ状況の下で、全学の学生を対象としたこれらの事務をどこまで扱い得るのかを見守る必要がある。この観点からは、現在各学部で行っている学生・厚生関係の業務を一元化するような方向も今後模索されねばならないであろう。

○ 開講時間数あたりの単位数については、統一的な全学的基準を設けることが望ましいとする意見が大勢を占めたが、時間の制約から、具体的な基準の設定は、上に提案した教育課程委員会に委ねることとした。

(2) 自己点検・評価に関すること

ア、基本的な考え方

自己評価等調査検討専門部会は本年三月に審議の中間まとめを行い、次の三点についてそれまでの論議を総括した。(i)自己点検・評価の必要性については、社会の信任を得て教育研究上の使命を遂行する責任を負う大学が、そのあるべき姿を基準として自主的に点検し、評価結果を活動の中に活かして行く

必要のあることを述べた。しかしながら、(ii)自己点検・評価に関し留意すべき点として、画一的な評価

が、大学が本来もつ革新的な要素を損う恐れのある

ことに十分留意すべきことを述べ、評価基準の一元

化は望ましくないとしている。その上で、(iii)自己点

検・評価の体制と方法については、大学全体で行う

ものと、部局単位で行うものの二本立てとするのが

適当であり、後者については基本的に部局の判断に

任されるべきであるとした。また、全学委員会の所

掌としては、京都大学における自己点検・評価の基

本方針と主要項目の策定、部局の自治を前提とした

点検と評価の総合的調整、定期的な報告書の作成と

公開、の三つを挙げている。

イ・組織・体制と点検・評価項目等

専門部会からの最終報告は全体委員会に付議され承認された。別紙2にその全文を掲載する。ここで

は専門部会報告の骨子を摘記するにとどめるので、

報告の細部については別紙2を参照されたい。

① 全学的組織と体制

○ 総長を委員長とする「京都大学自己点検・評価委員会(仮称)」を置き、これが本学の理念・目

的を検討するとともに自己評価の全般にわたって責任をもち、かつ結果の公表にもあたる。

○ 上記委員会は点検・評価項目を設定し、「自己点検・評価実行委員会(仮称)」を設けて点検・評

価の実施と、部局委員会との連絡調整にあたらせ

る。

○ 上記二つの全学委員会と部局委員会による組織が正常に機能し、点検・評価が円滑に実施されて

いるか否かを調査し、提言を行う機関として、「自己点検・評価調査会(仮称)」を置く。

② 各部局の組織

各部局は自己点検・評価のための組織として「部局自己点検・評価委員会(仮称)」を置き、部局独自の点検・評価の実施にあたらせる。部局委員会は全学の点検・評価に関しては、全学委員会の示す課題と項目に沿って点検・評価を行い、「自己点検・評価実行委員会」に報告する。

③ 自己点検・評価項目

全学及び部局の自己点検・評価項目を例示した。各部局については、部局の特性を考慮した独自の項目が設定・追加されるのが望ましい。

857

④ 自己点検・評価実施準備委員会の設置…

京都大学における自己点検・評価の具体的な実施準備にあたる全学的組織として「自己点検・評価実施準備委員会(仮称)」の設置を提言した。この委員会は各組織の構成を検討し、実施規程を作成するほか、各部局との組織的な連絡などの任にあたる。本準備委員会の構成、任務等については、専門部会において引き続き検討を進めつつある。

(3) 学士の学位に関すること

平成三年九月期の随時卒業者に対する合格証書の授与にあたって、その様式や専攻分野の名称については、部局長会議の決定に委ねることとした。部局長会議では、暫定的に、従来の合格証書を学位記とあらためて学士の学位を授与すること、専攻分野の名称は従来の学士の称号の区分によることが定められた。

その後、学士の学位をも含め、学位規則の改正にかかわる問題については、制規等専門委員会での検討が必要であることから、学位関連の問題は同委員会での検討をまっけて、本委員会で扱うこととした。制規等専門委員会は、検討の上、平成三年度については、先の部局長会議の定めた暫定措置により取り扱うのが適当

との判断を下し、それに基づく規程の改正案を作成したので、本委員会にこれを付議し了承を得た。

なお、今後における学士の学位の取り扱いについては、修士及び博士の学位の取り扱いと整合的に検討されるのが望ましい。しかし、現在の制規等専門委員会の性格、位置付けなどからは、学部に関わる問題を直接取り扱うことに疑義等もあるので、後に5の(3)でこれに関わる提案をしている。

(4) 大学設置基準の改正等に基づく学内諸規則の改正・整備に関すること

ア 他の大学または短期大学における授業科目の履修について

すでに一部の学部で外国の大学における科目の履修を認めている例もあることから、国内の他大学並びに国内及び外国の短期大学における授業科目の履修についても、大学通則上は広く履修を認め得ることとし、各学部で履修を認める場合の対象大学、履修科目の範囲、単位の認定方法など具体的な取り扱いについては、それぞれの学部の規程に委ねるのが適当であると考ええる。

イ 大学以外の教育施設等における学修について

短期大学の専攻科など大学以外の教育施設等における学習成果に対しては、従来単位を認定していない。しかし、これらの教育施設における学習成果の中にも、本学における科目履修とは同等の実力を証するものがあると考えられる。したがって、大学通則上は大学以外の教育施設等における学修を認め得る規定にしておくのが妥当であり、細部にわたる認定の範囲などについては、各学部 の 規程に委ねることとするのが適当であると考ええる。

ウ 入学前の既修得単位等の認定について

本学入学前の既修得単位等の認定については、すでに本学の一学部から他学部への再入学に際しては、評議会申し合せにより一定の単位数を認定している。学生の入学前の学習成果を適切に評価することは、学生の入学における履修に幅をもたせる効果を生むと考えられるため、他の大学等における修得単位についても、大学通則上は認定への道を開いておくのが妥当であり、認定の範囲、その方法など具体的な取り扱いについては、各学部 の 規程に委ねるのが適当であると考ええる。

エ 科目等履修生の取り扱いについて

科目等履修生は、社会人に対する学習機会の拡大と学習意欲の増進に資することを目的として制定された新しい制度であり、聴講生とは異なり、単位の認定を前提としている。「社会に開かれた大学」の在り方や「生涯学習」が世の関心をよんでいる今日、制度としてはこれを受け入れるのが妥当との認識から、大学通則では科目等履修生の受け入れを認め得ることとし、これを認める場合の履修科目の範囲、履修生の資格など具体的な事項については、各学部 の 規程に委ねることとするのが適当であると考ええる。

なお、現在の聴講生制度については、その目的、性格に相違があるため、これを存続させることが適当である。

〔以下略〕

〔注〕

『京大広報』第四三五号別冊、一九九二年一〇月一五日に掲載。

原文は横書き。

資料・別紙はすべて省略。

六 古紙の回収と再生紙の利用促進について [七]

一九九三(平成五)年四月三〇日

平成五年四月三〇日

古紙の回収と再生紙の利用促進について

環境保全委員会

最近、地球環境問題への関心の高まりの中で、森林資源の保護の立場から、古紙を回収し省資源に努めることが国民的課題となっている。この背景には、我国の場合、森林資源の七〇%を外国に依存し、紙の生産量も年間二、八〇〇万トン(一九九〇年)で世界の第二位を占めることから、世界の森林資源に対し、大きな責任があること、また、近年、都市部でのごみの急増が大きな社会問題となっているが、その原因がいわゆるオフィスでの紙ごみの増加に由来していること、などがある。

このため、国でも「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」の制定や「廃棄物の処理と清掃に関する法律」を大改正するなど、法整備を行い積極的にリサイクルを進める方向を打ち出している。

大学は紙の消費量の非常に大きい事業所であることから、文部省から各国公私立大学長へ「古紙の回収・利用の促進について(通知)」が通達されている。

このように、大学において、古紙を回収し再利用することとは一つの社会的要請となつてきており、また、教育上の観点からも意義深い試みと思われるので、京都大学としてはこの問題に積極的に取組んでいく必要があると考える。

環境保全委員会では、平成二年度より大学における環境保全事業の一環としてこの問題についてどのように取組むか、またどのような古紙回収システムが可能か、など慎重に議論と調査を重ねてきた。そして、平成三年度においては、本学に適した古紙回収システム案が得られたので、その検討の結果を総長に具申し、平成四年度には、具体的にその古紙回収システムを本学に適用するため、モデル部局—工学部(事務部・化学系・電気系)・環境保全センター・施設部—を選定し、古紙回収の試行を開始した。

現在試行中の古紙回収システムの概略は次のとおりである。

(1) 回収システムの基本的流れ

まず、各人が古紙を五種類に分別し、建物内の一定の場所に集積する。

一定量になれば各部局の古紙回収担当者が回収業者に引き渡す。

(2) 古紙分別の種類

- ① 最上質紙……………計算機のLP用紙
- ② コピー用紙……………上質コピー用紙、上質事務用紙
(再生紙を除く)

③ 新聞紙……………新聞紙、官報

④ ダンボール……………ダンボール

⑤ 雑紙……………パンフレット、封筒、再生紙、雑誌、書籍など

なお、各部屋単位や個室レベルでは上記のうち②のコピー用紙と⑤の雑紙を分別し、それ以外の古紙については教室や課単位で所定集積場所へ搬入するのが一般的である。

(3) 分別に際しては、次のような回収対象外物を取り除くこと。

回収対象外物の例……………布、ビニール、感熱紙、カー

ボン紙、合成紙、ティッシュ、

ファイル金具など

(ただし、ホッチキス、ゼムクリップなどの混入はかまわない)

(4) 古紙回収担当者

当面は、各部署ごとに古紙回収担当者を置く。

古紙回収担当者は全学の回収システムに協力し、部

局の責任において、集積した古紙を回収業者へ引き渡すこと。

(5) 機密書類の取り扱い

当面は、従来通りの対応(シュレッダーや焼却)とするが可能なかぎり回収システムにのせることとする。

(6) 分別回収容器の設置

部屋別の分別回収には市販の専用容器もしくは、ダンボール箱等を利用して、コピー紙用、雑紙用と明記した分別回収容器を設置することが望ましい。

なお、これらの回収容器は、原則として廊下、階段には設置しないこと。

(7) 古紙は、区分ごとに十文字に縛り、荷崩れをおこさぬように所定の集積場所に整理して置くこと。

以上のような要領で古紙の回収を試行し、全般的には、大きなトラブルもなく進んでいるが、若干の問題点もある。

すなわち

(1) 分別の精度がまだ不十分であること

(2) 建物によっては集積場所が狭隘であること

(3) 回収業者へ引き渡し時の構内の交通問題

(4) 古紙の売却値段が低く、逆に回収コストの方が高つくこと

などが指摘されている。

しかしこれらの問題点は、致命的な問題点ではないので、今後、教育的な見地から少々の経費をかけても改良して遂行していくべきだと考える。そこで、本学としてはこの古紙の回収システムの試行の適用地域をさらに拡大し、徐々に全学的規模での回収システムに持っていく予定である。

さて、古紙は回収されても、回収された古紙が再利用されなければ、リサイクルシステムは成立しない。その意味で本学においても、古紙の再利用すなわち再生紙の利用を積極的に推進すべきである。具体的には、再生紙のコピー用紙の利用、封筒・パンフレットなどへの再生紙の利用などである。本学では従来より、コピー用紙等は一括共同購入の形で購入価格を低くおさえる努力をしてきているが、この際、再生紙の購入枠を設けるなど、担当部・各局局においても再生紙の利用に取組んでいただきたい。

また、古紙のリサイクルもその目的は「紙ごみの減量、省資源、省エネルギー」であるので、最も効果的な紙ごみ減量対策は、そもそも無駄な紙を使用しないことである。そのためには、会議用資料なども可能なかぎり省略化し、印刷物も配布部数にあまり残部が生じないようにし、また、コピーも両面コピーを採用するなど、紙の使用量を削減す

る努力が必要である。

今後、本学としては、古紙のリサイクルを積極的に進めていく所存であるが、このシステムが成功するか否かはひとえに京都大学の各人の分別回収への協力にかかっている。是非、各人が無駄な紙の使用を極力避ける努力をし、そして本学の古紙のリサイクルへの取組みに協力されることを望みたい。

〔注〕『京大広報』第四四八号、一九九三年五月一日に掲載。
原文は横書き。

七 二一世紀における京都大学のあり方について〈将来構 想試案その一〉〔抄〕

一九九三(平成五)年六月

平成五年六月

京都大学将来構想検討委員会
二一世紀における京都大学のあり方について〈将来
構想試案その一〉

目次

1. 概要……………	646
2. 大学院重点化……………	647

3. 独立研究科の必要性……………	648
4. 独立研究科構想……………	649
5. 第三キャンパス……………	650
附属資料	
京都大学将来構想検討委員会名簿……………	651

1. 概要

(1) 二一世紀の世界を考えると、いくつかの大きな問題があるが、その第一は爆発的な人口増加と、それによってもたらされる自然の破壊であり、第二は工業化の進展に伴う資源の枯渇、エネルギーの不足などの問題であり、そして第三に、国際的な交流の増加に伴う国家・民族等の間の摩擦、対立の増加がある。

二〇世紀、自然科学は素晴らしい進歩を示し、人類に至便をもたらしたが、それは両刃の剣であり、他方では人類や地球上の生物の生存を脅かしている。一八世紀以来、ひたすら発展の一途を辿った科学に、そしてそれを支えた哲学に、いま鋭い批判の刃が突きつけられている。人類は大量生産、大量消費型の工業技術から、省エネ型、省資源型の工業技術へ如何に転換するか、幸福の意味を問い直し自然環境との調和を重視

した文明をどのように確立するか、重大な岐路に立っているように思われる。このような転換期こそ人間の叡智が求められている。

(2) こうした人類的課題に対して、わが国はどのような形でかわってゆくべきなのかが大きな問題であり、この種の課題に対して、これまでのわが国の消極的・受身的姿勢がとかく指摘されてきたが、今やわが国として主体的・積極的にこうした課題に取り組むべき段階にあると思われる。そうした取り組みは政治・行政のレベルで求められていることはいうまでもないが、長期的にはそうした人類的課題に取り組むにふさわしい教育研究体制を形成していくことが、何よりも大事なことと思われる。

いうまでもなく、大学は次世代を担う人材を育成する教育の場であるが、同時に新しい技術や思想を産み出す研究の場でもある。教育のためには伝統的な学問を継承していく必要があるが、転換期にあつては研究面では従来の枠を破った自由な発想、思い切った学問の交流が求められる。伝統的な学問の継承発展のためには従来の学部学科の枠組みが必要であるが、新しいフロンティアを切り拓くためには学際的・総合的な

研究の場を確立しなければならない。そのために独立研究科の構想が進められてきた。

- (3) 京都大学においては伝統的な学問を継承発展させるため、大学院重点化を進め、研究機能を強化しながら後進の育成をめざしている。

しかし上述した二一世紀の様々な課題を解決するためには思い切った学際的・総合的研究体制が必要であり、こうした学問のフロンティアを切り拓く場としていくつかの独立研究科構想を立案してきた。

- (4) 京都大学の吉田キャンパスは、わが国の国立大学のなかでも有数の過密キャンパスとなっている。建物の高層化によって急場をしのごうと計画中であるが、今後の発展を考えあわせるとこのキャンパスのみでは不可能であり、京阪奈学研都市及びその周辺に第三キャンパスを実現する必要がある。

2. 大学院重点化

- (1) 京都大学では、これまで学部基礎をおく大学院博士講座として教育・研究が行われてきており、体系的に専門教育を実施する体制が十分整っているとはいいがたかった。そうした状態の中で、学問分野が広がるとともに、新しい専門分野が分化していったが、その

場合にも従来の体制を維持したままで、必要に応じて学科が新設され、また専門分野ごとの研究所・研究センター等が次々と創られてきた。このような大学の拡張が、今日の我が国の科学技術の発達や社会経済の発展に決定的な役割を果たしたのは事実である。

しかしながら、近年の急速な学問の高度化や学際化、社会の高度複雑化に対応していくには、大学の教育研究体制を抜本的に見直すことが必要となってきた。すなわち、教育面では、学問の高度化によって学部段階で高度な専門教育を完結させることはむしろ難しく、むしろしっかりした基礎学力を備え、多様な要請に柔軟に対処できる人材を育成することが望まれるとともに、高度な専門能力を有する人材を大学院における体系的教育によって育成することが要請されている。こうした要請に応えるためには、学部・大学院を通して、学科・専攻単位の狭い専門分野の知識を授ける現在の教育体制を改める必要がある。まず、学部では学科の統合等によってより幅広い共通の基礎教育を実施し、四年一貫の教育課程を整備するとともに、大学院では、学問の進化に伴った専攻の見直しを行い、先端的・学際的基礎研究の促進と若手研究者の育成を可能にする

弾力的組織へと改変する必要がある。更に、社会人や外国人留学生等に対する高度な教育を行うための制度の充実も必要とされている。

一方、従来の組織では、研究は主として講座ごとに独立して行われており、既設専攻の枠にとらわれない創造的・学際的研究の遂行は困難である。今日の科学技術は相互に有機的関連をもち、総合性を特質としており、個々の研究者の能力をはるかに越えた巨大で複雑な体系をもっているから、それに対応した研究開発にも組織化が必要である。

このことは、大学における基礎研究についてもいえることであろう。勿論、学問の性質や研究の方法によって違いがあり、また学会や研究集団の活動によって十分目的が達成できているとの評価もある。しかしながら、大学における身近な研究者群が有機的な研究組織を作り上げることは、研究の活性化につながる一つの道である。そのために、人事の流動化や分野間の連携を促進するような専攻の再編や専攻内の講座編成を考える必要がある。

(2) 上記の趣旨に基づく各学部の大学院重点化に共通した基本的方針は、大学院研究科を教官の所属組織とし、

学部の現講座を基幹講座として、かつ大講座として運営するというものであり、更には関連研究所・センター等の部門で構成する協力講座を設け、或いは、大学院専任講座や共通大講座を設置するというものである。他方、学部教育は大学科目制をとり、大学院に所属する教官が兼担する。平成四年度に法学研究科、平成五年度に医学研究科、工学研究科の一部の改組が認められ、新しい体制がスタートした。引き続き、文学研究科、教育学研究科、経済学研究科、理学研究科、農学研究科の改組が平成六年度概算要求として提出されている。

共通した枠組みとは別に、各学部の大学院重点化には、既存の教育研究体制や社会的要請の相違によって、それぞれ独自の特徴がみられる。例えば、法学研究科の改組は、教養課程を含めた四年の学部教育では、専門分化の進む法律学・政治学を十分に修得させ、社会の高度専門化に対応する人材を育成するには十分でなく、高度専門教育は大学院で行うという体制を整える必要があるとの考えの下で、職業人を含めた「専修コース」を新たに大学院に設けるとともに、実務との交流の促進も視野に入れた研究体制の整備拡充を図る

ことに重点がおかれている。

一方、医学研究科は早くから大学院を眞の医学研究と研究者養成の場と位置づけた制度の改善が行われてきたが、学問領域の拡大は質的に異なる二つの独立専攻の設置を促した。このような新しい研究の動向に應じた個別の発展を図るよりは、医学研究科全体の改組拡充によつて、弾力的な運営と将来の発展を期すことが賢明であるとの判断から、改組が行われたのである。

工学研究科は、新制大学院の発足時から大学院教育の充実に力を注ぎ、高度な専門技術者、研究者を数多く社会に供給してきたが、急速な科学技術の発展と高度技術社会の変化に十分対応できる教育研究体制の改善はみられなかった。したがつて、工学研究科及び工学部の改組では、教育面では学部を大学院の高度専門教育の基礎教育課程と位置づけ、大学院の教育課程の充実によつて五年及び七年一貫の教育体制を整えようとしている。研究面では、新しい専門分野に基づく専攻の再編と、弾力的な組織の運用によつて、先端的研究の推進を図ることに重点がおかれている。

3. 独立研究科の必要性

(1) 2で述べたように、京都大学にあつては、時代の要

請に應える教育研究体制を整えるための大学院重点化が進められており、これらの改革によつて高度教育の充実と研究活動の増進が図れるものと期待される。しかしながら、こうした各学部の改革は既存の伝統的領域を保持した形で行われており、それぞれの分野で先端的教育研究を推進するとしても、依然として成熟した学問体系の延長線上にあり、新しい成果を組み込んで、より高度な学理を構築することに主眼が置かれている。いわば、大学本来の教育研究活動の質的向上と持続的活性化を図ろうとするものである。

学問の進展には、上述のような既に確立した領域がそれ自身高度化していく面と、異分野の相互作用と融合によつて新分野を生み出していく面とがあり、特に現在の科学においては、後者の比重は極めて大きくなつてきている。学際化、総合化といわれるが、これは現在の学問に対する要請が、異なる分野のつながりと相互に複雑で有機的な関連を明らかにすることを必要としているためであり、その体系化こそ次世代の学問の特質である。複合領域として異分野間の協力による研究展開を図るために、複合領域教育研究組織を専攻間で編成するとか、専門の拡大に応じた人事の交流を

行うなどによって対応できるところもあるが、単独の部局では対応できない学問領域が展開されつつあることも事実である。そこで、世界的な学問水準を保持する総合大学の特色を生かしたインターファカルティな教育研究組織を設け、多様化、複合化した二一世紀の課題を克服するための先端的基礎研究を総合的に推進するとともに、次世代を担う研究者の育成を図る体制を整えることは緊急かつ重要な課題といわねばならない。

(2) 京都大学では、これまでも各時代の要請に応じて、固有の目的と使命をもった附置研究所、研究センター等が設置され、教育研究活動を通して学術の発展に貢献してきた。これらの多くは、複数の学部や学科が相互に協力して、新しい学問分野を確立しようとしたものである。

現在、各学部で進められている大学院重点化の動きが、附置研究所や研究センターの教育研究体制に重大な影響を与えるものとして危惧されている。すなわち、学問の先端的・学際分野や社会の変化・進歩に伴う特定の課題に対応する研究を使命としてきた研究所が、学部の大学院化によって、そうした研究科の協力講座

として扱われたり、研究所が独自の研究科を創設しようとするれば、部門を提出して基幹講座を作らねばならず、結果的に研究所本来の研究遂行能力が削がれ、研究所の存亡にもかかわるといっているのである。

それでは、研究所の設置趣旨にそった研究の遂行を阻害することなく、しかもその研究成果を大学院教育に活かしながら、京都大学としての教育研究体制の持続的発展を図るにはどのような方途が適切であろうか。そのような方途の一つとして、研究所、センター等の協力を得ながら、各学部の学問伝統の枠を越えた相互乗入れによる独立研究科構想を推進することが考えられよう。

4. 独立研究科構想

(1) そこで従来の伝統的学問体系の枠を越えた学際的・総合的な教育研究の場として、独立研究科の設置を推進するが、それに当たって考慮されねばならない基本原則は次のとおりである。

① 二一世紀の人類と文明の存続・発展を見据え、それに必要な総合的学問分野を創生し、発展させる。

② 京都大学の学問的風土、伝統、学術水準、人的資源等に鑑み、それにふさわしい独自分野を選び出す。

③ これまでに自発的な学際領域展開の議論が行われるなど組織化についての見通しの立っているもの及び特に必要なもの。

④ 関連研究科の協力を得る手段を検討するとともに、研究所・研究センター等の存続・発展のために活用する。

⑤ 新しい機構には、ハード、ソフト面で特別の措置をし、魅力あるものとする。

⑥ 大学の機関として適正な規模のものとする。

(2) 独立研究科を円滑に運営するに当たっては、以下の制度及び運営方針を検討しておくことが極めて重要である。

① 学部と研究科との組織的關係についての基本的な考え方を明確にする。

② 独立研究科の基幹講座教官にも関連学部の学部教育を兼担できるようにする。

③ 独立研究科の専攻は、基幹講座のみで成立するようにし、併任(協力)講座は教育研究の進展に應じて組織替え可能な客員組織とする。

④ 独立研究科とその併任(協力)講座を含む関連研究科は、原則として同じキャンパスに立地させ、相互

の教育研究活動の連携を強化する。

⑤ 独立研究科は学際的先端研究を強力に推進する機関であるから、施設、設備、スタッフ、予算面で、既存の研究科並びに研究所等に比べ、継続的に格段の措置がとられるように制度を改変するとともに、積極的に学外研究機関との交流や民間の資金導入を図る。

(3) さて、今世紀の人類が、物質文明と経済の繁栄を追い求めた結果、世界には嘗てない混沌と破壊がもたらされ、人間の生き方を含めた文明のあり方が問い直されており、このような世界的課題を克服するための基礎科学研究の展開が要請されている。現在のわが国の学問水準や社会の歩みからみて、これらの課題に積極的に取り組む、世界に貢献していくことは当然の責務である。とりわけ、京都大学はこれまでに国際的に高く評価される基礎研究の蓄積があり、更にそれを進展させるための不断的努力が行われており、新しい学問分野を切り拓くための環境としては、極めて優位な条件を備えている。

先に述べた独立研究科の基本原則を満足する学問分野としては、既設の人間・環境学研究科のほかに、次

のものが考えられる。

総合エネルギー科学研究科…

自然環境、社会活動との調和の下にエネルギーを有効かつ持続的に生産、利用していくことを目指して、自然科学、社会科学を統合した新しい観点に立つて教育、研究を行う。

生命科学研究科…

生物の多様性、進化、遺伝子など多方面から生命の本質と地球を覆う生命体に学際的なアプローチを行う。地域研究研究科…

世界には実に様々な宗教的・文化的背景をもった人々が生存しているが、各地域におけるそうした人々の生存と宗教文化のあり様を文化人類学的・政治学的手法等を通じて解明する。

比較文化・総合政策研究科…

哲学や歴史等の総合的な比較検討を通じて現代の文明の構造や理念を明らかにする中で、現代社会に必要な制度の設計・運用、政策の分析・実施・評価に関する理論・技法の学際的な教育・研究を行う。

〔以下略〕

〔注〕『京大広報』第四五七号別冊、一九九三年二月一日に掲載。

載。

原文は横書き。

八 本部構内交通規制の暫定措置の実施

〔七〕

一九九三(平成五)年一〇月一五日

本部構内交通規制の暫定措置の実施

本部等構内交通委員会(以下「交通委員会」という。)は、平成四年六月に、本部構内交通問題検討委員会が提言した交通規制に関する基本方針を踏まえつつ、平成四年七月から、本部構内キャンパスが抱える深刻な交通問題の改善へ向けての具体的な交通規制のあり方を検討してきた。その際、『京大広報』No.四四四(一九九三・三・一五)に掲載された中間報告における基本的施策を基礎に、可能な限り本部構内構成員のコンセンサスを得るという立場から、交通委員会でも検討した案をその都度広く構成員に知らせ、様々な意見を聞き、それを反映した構内交通規制実施要項及び実施細則の各案の策定作業を行い、可及的速やかに交通規制を実施するという方針のもとで、本年一月より七月まで四回にわたり構成員向けの説明会を開催してきた。しかしながら、構成員から種々の疑問や意見が出され、なお合意が

得られたと認定できる状況にはない。一方、現在本部構内

では複数の工事が進行しているため、進入禁止区域が大きく設定されて駐車可能スペースに極端な制約が生じ、また工事車両の往来等に伴い構内道路並びに駐車場の状況は大きく変化してきた。そこで、七月三〇日開催の交通委員会において、現在の本部構内の交通・駐車状況はもはや放置できず、何らかの駐車規制を早期に実施すべきであるとして、本部構内交通規制の当面のあり方として、下記のような基本原則を柱とする暫定措置案が提示された。九月一六日の説明会において、これについて大方の賛同が得られたことを踏まえ、本部・総合人間学部構内交通問題懇談会に答申され、下記の基本原則による交通規制暫定措置を平成五年一〇月一八日から実施することとなったものである。今回実施する本部構内交通規制の暫定措置の概要は次のとおりである。

本部構内交通規制暫定措置の基本原則

1 総論

構内の車庫代わり利用を厳格に禁止し、緊急車両の円滑な活動及び歩行者の安全確保上問題となる駐車を厳格に禁止する暫定的な規制を導入する。

2 公共交通機関の利用原則と例外的自動車入構・駐車原則の宣言

通勤・通学、さらには構内における諸活動に参加する際には、特別の事情のない限り公共交通機関を利用し、自動車の利用は必要やむを得ない場合の例外的なものとすることを宣言する。

3 一般入構・駐車許可証制度

通勤・通学等のため、自動車を利用することが特に必要な構成員並びに経常的に入構する必要がある構内関係業者については、一般入構・駐車許可証を発行する。構成員については、その許可申請基準を、7km以遠かつ別に定める特定地域に居住するものとし、発行枚数は一五〇枚程度とする。

4 臨時入構届出制度

臨時入構については、臨時入構・駐車届出制度を採用し、届出証の枚数は制限しない。また届出は、当分の間、正門又は正門東側の仮自動車専用門において行う。

5 駐車禁止場所の設定

駐車するに不当と考えられる区域又は場所を、駐車禁止区域又は駐車禁止場所として設定し、そこにおける駐車を厳格に禁止する。

6 違反車へのチェーンロック

入構した自動車は、指定された駐車場所のほか、駐車するに差し支えない場所に駐車することができる。しかし、次のような場合は、チェーンロックにより車輪をロックする。

(1) 明らかに歩行者又は車両等の交通に支障となる場所に駐車する自動車。

(2) 入構許可証あるいは届出証のない駐車自動車。

(3) 届出証に示す期日を超えて駐車する自動車。

この暫定措置は、京都大学構内交通規制要項(総長裁定)第五にある「構内の実状に即して、当該構内に所在する部局の長が定める」規則として位置づけられるものである。

暫定措置を実施するに際しての具体的な方策については、交通委員会とは別に設けられる暫定交通規制実施委員会が検討し、実施にあたる。また、これを機会に、これまでの本部・総合人間学部構内交通問題懇談会を、本部・総合人間学部構内交通問題部局長会議と改称した。

なお、この措置は、あくまで当面の暫定的な交通規制に関する措置であり、交通委員会は、暫定措置による結果の推移を見極めながら、これまで検討されてきた「要項案」を基礎にさらに検討を加え、本部構内の実状に合致した恒久的な交通規制を早期に実現し得るよう、継続して努力す

る方針である。

※ 特定地域

(京都府のうち) 京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、乙訓郡大山崎町、北桑田郡京北町、久世郡久御山町
(滋賀県のうち) 大津市、草津市、守山市、栗太郡栗東町

町

本部・総合人間学部構内交通問題部局長会議
世話人代表 西川 禪 一
本部等構内交通委員会

委員長 藤田 茂 夫

(注) 原文は横書き。

九 「京大教授がセクハラ」 元秘書人権救済申し立て

一九九三(平成五)年二月一八日 [三九]

「京大教授がセクハラ」 元秘書人権救済申し立て、京都大学の研究機関の教授から過去数年間にわたって、セクシャル・ハラスメントを受けたとして、元秘書の女性が十七日までに、京都弁護士会に人権侵害救済を申し立て

た。

申し立てによると、女性 は 学生時代、教授と同じ分野の研究を目指していたが、偶然教授と話したのをきっかけに、「研究に興味があるならゆつくり話をしてあげよう」とホテルに呼び出され、乱暴された。その後、教授は女性に自分の秘書として勤めるよう命じ、数年間にわたってセクハラ行為を続けたという。

女性 は 研究者としての将来を邪魔されることを恐れて耐えていたが、他の学生も被害にあっていることを知って辞職した。

その後、別の四人の秘書が同じ被害に合ったと知り、このうち三人とともに被害を訴える供述書を研究機関に提出した。

女性側は「教授は地位を利用してセクハラ行為を続けながら事実を認めず、研究機関も被害の救済を放置している。このままでは今後も被害が繰り返される恐れがある」と、弁護士会に適切な人権救済措置を取るよう求めている。

教授が所属する研究機関の所長は「教授は一昨日、海外出張から帰国したはずだが、今どこにいるか知らない。この件については現在機関として調査中だ。すでに女性側からは事情を聞いている。教授からも詳しく話を聞いた上で

厳正に対処したい」と話している。

一方、京都大学女性教官懇話会(代表・小野和子人文科学研究所教授)は同日、元女性秘書の人権救済の申し立てに關連して、▽学内に女性をメンバーに加えた調査委員会を組織し事実を解明、結果を公表する▽同様の事態が再発しないよう具体的措置を講じる—などを求める要望書を井村裕夫総長に提出した。

一〇 二一世紀における京都大学のあり方について——中

間報告——〔抄〕

一九九四(平成六年)年二月

平成六年二月

京都大学将来構想検討委員会

二一世紀における京都大学のあり方について——中

間報告——

目次

1. 現状と将来展望……………	707
2. 大学院重点化……………	708
3. 学部教育……………	710
4. 研究所・センター……………	710

5. 独立研究科構想……………	711
6. 第三キャンパス……………	715
附属資料	
京都大学将来構想検討委員会名簿……………	721

1. 現状と将来展望

(1) 明治三〇(一八九七)年に創立された京都大学は、あと三年で百周年を迎えようとしている。京都大学は、その間、それぞれの時代の困難な状況の中にあつて、自ら形成発展させた大学自治の伝統の上に、既成の觀念や知識にとらわれることなく自由に思索し、その独創的な発想のたゆみない追究を尊重する独自の学風を形成してきた。この学風の下に、輝かしい学問の成果をあげるとともに、多くの優れた人材を世に送り出してきた。そして今また、京都大学は、その学風を最大限に活かしつつ、新たな時代の挑戦に應えるべき状況におかれている。

科学技術の驚異的發展と二つの世界大戦に象徵される二〇世紀を省察し二一世紀を展望するとき、多様な価値や文化をもった諸国家、諸民族の共生及び普遍的な人権の享有主体たる人の共生を図るために、世界は、

人間の叡知の結集を求めている。近代自然科学と技術は、今世紀に至つて加速度的進歩をとげ、人類に貴重な知見と多大の利便をもたらしたが、同時に、それは、自然環境の破壊、資源の枯渇、エネルギーの不足といった問題を惹起した。さらに、人口の爆発的增加と急速な高齢化社会の進行、国際的な貧富の格差の拡大や民族、宗教等の対立に起因する紛争の増加など、人間存在と社会のあり方について、種々の深刻かつ困難な課題がつきつけられている。これらの諸問題の根本的解決のためには、それらの基礎的研究の広範な推進が強く求められるとともに、長期的な文明論的視野に立つて、科学技術を人間の叡知の的確なコントロールの下におき、人類社会の調和のある発展を図る哲学と制度的仕組や方法の確立が求められている。

明治時代に、そのスタートを切ったわが国の大学は、西欧における学問的知の体系を精力的に継受し、それに新たな知見を加え発展させる中で、それぞれの時代を担う人材を育成し、社会に大きく寄与してきた。とりわけ、第二次大戦後、新憲法の理念の下に改組再編された大学は高等教育の普及につくし、わが国におけるめざましい技術革新と著しい経済発展をもたらす上

で、大きな役割を果たしてきた。しかし、大きな転換期を迎えている今日、新しい真理の発見と理念の創出の場としての、大学の本来の使命が大きく問われようとしている。自由な思索と独創的発想を学風とする京都大学は、まさにこのような時代の要請に応えるべき重い責任を負っている。

(2) このような展望の下に、「二一世紀の京都大学」は、次のような基本方針にそって構想されることが妥当であろう。まず第一に京都大学は、教育研究機能の高度化を図るため、大学院を拡充しなければならない。この課題については、すでに着手されている大学院重点化を今後も積極的に推進していくとともに、新たな角度から、学問の進歩とともに拡がる新しい学際領域を担当する独立研究科を構想していく必要がある。独立研究科においては、学問の進歩に応じて大学院研究科の再編を学部とは独立に行うことも可能となる。大学院は、原則として大講座制に基づく基幹講座と協力講座により構成され、必要に応じて大学院専任講座を設けるなど、組織に柔軟性を持たせるようにする。なお、大学院の一部は社会人を対象とし、専門家を育成するとともに生涯教育の一環として専門的知識の修得を図

る。

第二に、京都大学は、大学が担う教育機関としての重要な役割に鑑み、学部教育の改革を推進しつつある。新たな体制として採られた現在の四(六)年一貫教育は、学部における教養教育と専門教育とからなり、教養教育については、総合人間学部が実施責任部局となり、全学的な組織である教育課程委員会が中心となって全学的な協力の下にこれを運営し、また、専門教育については、各学部が責任をもって行うこととなっている。学部教育は専門分野の広い基礎知識を身につけ、自ら問題を発見し解決していく能力を養うことに目的があり、この目的のためには教養教育と専門教育との調和のとれた統合が必要である。大学院重点化による学部の大学科目制への移行は、学部教育の弾力化をもたらす、大学院基幹講座の教官が学部教育を担当し、また研究所やセンターの教官の協力を得ることによって、学部教育の改革の推進を可能とする。

第三に、大学院重点化及び独立研究科構想との関連において、とりわけ研究所・センターの位置づけが重要な課題となる。研究所・センターは、今後とも京都大学における研究を推進する組織としての役割を担っ

6.

ていくが、研究所・センターの将来構想については、設置目的、歴史、研究領域の発展性等を考慮して個別に検討し、必要があれば再編成等により組織の活力を増進していくことが望まれる。また、研究所・センターは、大学院の教育研究に参加することを原則とするが、個々の研究所・センターの実態に応じて様々な参加の形態が考えられる。

最後に、これらの構想を推進するために避けて通れない困難な課題として、キャンパスや施設の拡充整備がある。現在、主要なキャンパスとしては吉田地区七四haと宇治地区二二haがあるが、京都大学は国立大学の中でも有数の過密キャンパスとなっている。建物の高層化によつてある程度過密状況を解消することはできるとしても、おのずと限界があり、上記のような、二一世紀の京都大学を展望するとき、第三キャンパスの獲得を図ることが必要不可欠である。

さらに、今後検討されるべき全学的課題として、総合人間学部にかかわる研究科の課題、全体構想における宇治キャンパスのあり方等があげられる。

〔中略〕

第三キャンパス

(1) 第三キャンパスの必要性

京都大学は、吉田地区に現在七四haの敷地を有しているが、その校舎等敷地に対する建蔽率は全体として二八・九％であり、国立大学の中では有数の過密キャンパスとなっている。特に、本部構内と北部構内の過密度が顕著で、建蔽率はそれぞれ三一・六％、三二・五％、また容積率は一二・四％、一一・二％と既に建て詰まりの状態になっている。さらに、本部構内と北部構内は、現在、第二種高度地区で、建物の高さは二〇mに制限されており、また第二種美観地区にも指定されている。このことが敷地の高度利用が図れない一因である。

京都大学建築委員会では、建物の高層化による本部構内の再開発計画案を作成し、それに基づいて関係機関との間で建築規制の緩和について協議を続けてきた。平成六年一月に京都市が大学敷地を対象に、地区計画制度を導入し、関連規制の緩和によつて大学施設整備に関する支援・誘導策を打ち出したことによつて、吉田地区の再開発計画は現実味を帯びてきたといえる。再開発計画案(吉田キャンパス施設長期計画に関するガイドライン、平成五年三月)によれば、建蔽率は三〇％

以下、容積率は一五〇%以下、また建物の高さは、敷地境界線から二〇m未満では一五m、二〇m以上では三・一mで計画されている。東山の景観保持とキャンパスの環境保全の観点からみて、この計画規模が一つの上限を示しているものと考えることができる。

一方、吉田地区の再開発が計画どおり進められたとしても、年率一・五%で建物の床需要が増大すれば、一五年程度で現状の建蔽率に達するものと見込まれており、また大学設置基準にある「敷地面積は建物基準面積(延床面積)の三倍」によると、吉田地区の現状に対する不足面積は八五haになると試算されている。このように、吉田地区での再開発が実現したとしても、早晚、空間的な限界に達することは明らかであり、学問分野の拡大や再編にともなう新たなスペースの需要には対処できない。したがって、新たな用地を確保するための第三キャンパス構想を早急に計画しなければならぬ状況となっている。

(2) 構想検討の経緯と考え方

平成四年度の部局長会議の第五部会において、京都大学の将来構想が検討されたが、それを通して新キャンパスについて得られた結論は以下のように要約され

ている。

『京都大学の敷地は現在狭隘化しており、今後、大学の充実などにより必要面積はさらに増大することが予想され、たとえ高層化が部分的にできても、現在地での改築は極めて困難である。』

一方、京阪奈学研都市は現在建設が進みつつあり、関西新国際空港の完成によって新しい関西の中心になる可能性があり、この地に京都大学のキャンパスを持つことには大きい意味がある。そこで、京阪奈への進出を考慮したいくつかの案が考えられている。すなわち、

1. 全面移転
2. 部分移転…理、工、農などの先端技術分野が中心となった移転
3. 総合大学院構想…総合大学院(独立研究科)と研究所

上記三案の優劣を比較検討した結果は次のとおりである。

1. 全面移転は、京都という町と大学の関係を考えると難しい。
2. 部分移転の場合、一、二の学部のみに移転は

良くないのではないか。但し、カリフォルニア大学方式であれば良いが、現状は困難であろう。

3. 大学院独立研究科、研究所などが移転するのが最も実際的な方法ではないか。

4. 京阪奈キャンパスには、面積、設備などで優遇措置をする必要がある。但し、そのために吉田キャンパスが犠牲になつては良くない。

5. 京阪奈キャンパスを入手するために京都大学の現有の土地の一部を処分することは止むを得ないであろう。

6. 京阪奈キャンパスに大学院独立研究科を考えると、どういふものが良いか、「エネルギー関係、材料科学、生命科学」などについて考えてみる。文科系の参加も必要であろう。』

この第五部会における検討結果を参考に、かつ、各学部の大学院重点化の動きを考慮するとき、第三キャンパスへ移転することが適当と考えられる部局の備えるべき条件としては、

① 新設にともない施設の建設が必要なもの

② 改組に対応して新しい組織に適合した施設設備が必要なもの

③ 既存研究設備の全面的更新が必要なもの

④ 大型実験設備を必要とするもの

⑤ 規模の大きい国際共同研究の必要性が高いもの

⑥ 学研都市の各種研究機関と連携し、教育研究活動の一層の発展が期待できるもの

⑦ その他

が挙げられる。これらのことから、大学院と研究所等を中心とした研究重点型の部局が移転するのが現実的と思われる。しかし大学院のみを移転することの問題点は、学部教育への影響が生じることである。特に人文社会科学系においては、大学院と学部の教育を分離することは、文献利用、語学学習、ゼミ教育等の観点からの支障が指摘されている。一方、学部と大学院とを一体的に移す場合は、用地の制約から一部学部の移転で考えねばならないが、全学共通科目の教育で本キャンパスと新キャンパスともに弊害が出てくることになる。

つまるところ、どのような移転方法においても問題は少なからず生じるので、学問領域の枠組みの変化が大きく、研究の進展が早い、またそのために施設の需要が高い自然科学系の大学院等を主に移転するのが、

いまのところ総合的に判断して妥当と考えられる。しかし自然科学系のみでは、二一世紀のフロンティアを切り開く新しい学問研究の形成発展を図ることは困難なことから、人文社会科学系を含めた独立研究科等の新設移転を行う等、移転部局の学問分野のバランスを考慮することが重要である。

(3) 第三キャンパス用地と必要面積

第三キャンパスとしては、用地取得の難易性、将来の発展性、本部キャンパスからの距離等を考慮すると、京阪奈学研都市付近とするのが適当と考えられる。京阪奈学研都市においては、国際高等研究所をはじめとする数多くの世界最先端の研究機関の設置が予定されており、これらの研究機関と相互に連携を図っていくことは、大学と学研都市の双方にとって利益が多く、より一層の活性化が促進されることになる。関西新空港も比較的近く、第二名神や第二新幹線もこの付近を通る計画になっており、将来の交通条件としても恵まれた地域になると考えられる。

なお、今日まで、京都市内にある大学や教育機関の多くが、その整備拡充にあたって、次々と市外への移転を続けており、これが京都市の知的基盤を脆弱化す

る一因となっている。大学の町京都の再生を図るうえで、京都市域での京都大学の活動をさらに強化することが極めて大きい推進力となるものと考えられるので、新キャンパスを京都市域内に見出す可能性も視野に入れる必要があろう。

ところで、現在、京都大学では、教育研究体制の一層の充実と高度化を図るために、全学的に大学院重点化計画が進められている。この大学院重点化計画が既存の敷地のうえで実現されるとき、本部構内と北部構内の建物の状況がどのようになるかについて検討を行った。すなわち、前記の建築委員会報告書を参考にしながら、大学院重点化計画が既存の敷地で行われるとして、現行基準面積で計算した場合には、本部構内の容積率は一四七・六％となり、一応は一五〇％以内に収まることになる。しかし、北部構内については一六六・九％となり、建物の高さは三一mを超えることになる。(表―1左欄参照)このため、現在地で大学院重点化が行われると、現行の基準で容積率一五〇％、建物高さ三一mとしても計画床面積が辛うじて実現できる程度であり、まして現行基準の見直しによる割り増しや、独立研究科としての基準に基づいて算定

をすれば、本部構内及び北部構内ともに三・一mを大幅に超える建物の高層化を図らねば、計画の達成はできないことになる。

建築委員会報告書にあるように、一五〇%の容積率と三・一mの建物高さは、吉田地区の周辺環境から見て、建物計画の上限規模を示す一つの目安と考えられる。

これらのことから、現在地での大学院重点化計画は、将来の発展等を考慮すると建物面積の制約から実現は極めて困難であり、新たに第三キャンパスの用地を確保し、一部の研究科等を移転させることによって、構想を進めることが必要となる。第三キャンパスへの移転については、前述のように大学院と研究所等を中心とした研究重点型の部局で、考えるのが現実的であると思われるので、ここでは仮に理学研究科、工学研究科、農学研究科(以下理科系研究科と呼ぶ。)が移転するものと想定し、加えて現在構想を検討中の「総合エネルギー科学」、「生物・生命科学」、「アジア・アフリカ地域研究」、「多元価値総合政策」の四つの独立研究科についても、第三キャンパスでの新設を考えることにする。この計画構想案を大学設置基準の三倍基準にあてはめると、必要な敷地面積は表1-2に示すように約

七〇ha―約一〇〇haとなる。また、諸般の情勢から実現は困難と思われるが、六倍基準によると約一四〇ha―約一九〇haとなり、一〇〇ha規模の第三キャンパスの用地を確保しなければならないことになる。

新しいキャンパスには、上記の移転及び新設を想定した部局以外にも、一部の研究所・センターや農場等の移転、また大型実験実習施設、国際共同研究施設、福利厚生施設等の計画整備も考えられるので、長期的観点からは一五〇ha程度の敷地を確保することが望まれよう。

(4) 本部構内及び北部構内の環境改善

理科系研究科が仮に新キャンパスに移転すると想定したときの本部構内及び北部構内の容積率は現状と比べてかなり低くなる。(表1-1右欄参照)

理科系研究科移転後の本部構内と北部構内の取り扱いはについては、今後、検討されねばならないが、この余裕を緑のオープンスペースの創出にあてるとともに、管理棟、博物館、情報センターなど大学の共通施設を整備することによって、風格あるキャンパスの形成を図ることが考えられる。また、本部構内と北部構内の学部教育施設の統合化に利用することも可能となり、

表-1 吉田キャンパスにおける計画面積及び容積率

区 分		理料系研究科を 含む計画面積	容 積 率	理料系研究科を 除く計画面積	容 積 率
現 在	本 部	196,983	121.4	-----	-----
	北 部	114,537	112.2	-----	-----
ケース ①	本 部	239,569	147.6	168,065	103.6
	北 部	166,410	166.9	98,911	99.2
ケース ②	本 部	258,522	159.3	172,717	106.4
	北 部	179,910	180.4	98,911	99.2
ケース ③	本 部	300,350	185.1	178,586	110.1
	北 部	208,909	209.5	98,911	99.2
ケース ④	本 部	270,901	166.9	149,137	91.9
	北 部	178,828	179.3	68,830	69.0

- 備考 1. この表の左欄は、現在地で大学院重点化が行われた場合、右欄は理料系研究科が移転すると想定した場合の計画面積と容積率を示す。
2. 計画面積の試算にあたっては、大学院重点化の場合の基準面積が現在のところ定かでないため、以下のケースを想定することとした。
- ケース①：大学院重点化計画を、現行基準面積に基づいて計算する。この計算過程においては、学部と大学院の面積比率は文科系29.3対70.7、理料系は36.4対63.6である。
- ケース②：大学院重点化計画を、現行基準面積で計算するが、大学院のみ現行基準面積の20%増とする。学部面積はケース①と同じである。
- ケース③：大学院重点化計画を、大学院独立研究科としての基準面積で計算する。学部面積はケース①と同じである。
- ケース④：ケース③と同様、大学院重点化計画を、大学院独立研究科としての基準面積で計算する。学部については一般教養の基準面積で計算する。
3. 敷地面積は、本部構内が、162,270㎡、北部構内(屋外運動場及び実験実習地を除く。)が102,058㎡である。
4. 現在地で大学院重点化が行われた場合には、下記のとおりの状況となる。
- 1) ケース①の場合、本部構内では容積率150%以内に収まるが、北部構内では166.9%となり、建物の高さは31mを越える。
 - 2) ケース②の場合、本部、北部ともに容積率は150%を越え、特に北部構内では建物の高さは上限31mの約2割を上積みしなければならない。
 - 3) ケース③の場合、容積率はさらに大きくなり、建物の高さは約40mに達する。
 - 4) ケース④の場合、ケース③に比べ容積率は小さくなるが、150%を大きく越えており、建物の高さは31mでは不足する。

このことによつて、学部教育の一層の充実と効率化が図れることにならう。

なお、新しいキャンパスも含めた京都大学の将来を展望すると、図書館を含めた情報メディア環境の整備が必要となる。特に、キャンパス間に情報ハイウェイを建設し、ネットワークを形成することによつて、圖書の有効利用、テレビ会議や遠隔講義も可能となる。また、事務機構の合理化、省力化を図ることもできるであらう。

(5) 第三キャンパス取得のための方策

これまでに述べてきたように、京都大学の今後の発展等を考えれば、一〇〇ha規模の第三キャンパス用地を確保することが必要となるが、現在の厳しい財政状況のもとでは、用地の取得は容易なことではない。

このため、大学所有地の利用状況や隔地施設の移転の可能性などについて調査を行い、処分可能な土地については売り払いあるいは等価交換をするなど、自らの努力によつて第三キャンパス用地を取得する方策がないかどうかを検討していく必要がある。

〔以下略〕

〔注〕『京大広報』号外、一九九四年二月八日に掲載。

原文は横書き。
表1・2は省略。

一一 創立百周年記念事業計画

一九九四(平成六)年六月二一日

〔七〕

京都大学創立百周年記念事業計画

事業計画を募金事業と国費を予定して行う事業の二本立てとし、募金目標額を六〇億円として事業計画を実施する。

I 募金により実施する事業

1. 記念行事

- (1) 記念式典
- (2) 記念特別講演会
- (3) 音楽会
- (4) 新「学歌」の制定
- (5) その他
2. 記念シンポジウム
3. 百年史の刊行
4. 百周年時計台記念館の建設(時計台の再生)
5. 国際交流事業の推進

(協定校等との学生交流制度の新設等)

II 国費により実施を予定する事業

時計台の改修及び管理棟等の新築

〔注〕 原文は横書き。

計六〇億円

一二 大学における性差別の問題をめぐる

一九九四(平成六)年九月一日

〔七〕

大学における性差別の問題をめぐる

基本的人権の尊重は、近代社会の重要な原則であります。従って教育の場である大学においては、特に人権に十分な配慮がなされなければなりません。そのため京都大学においては同和問題委員会を設け、単に同和問題のみでなく様々な偏見・差別をなくすよう、講演会などの活動を行ってきました。また、すでに二〇年余りにわたって、同和教育・障害者教育・民族教育などの教職科目を開設してきたほか、最近では全学共通科目として、「人権・差別・偏見」に関する講義も始めました。

そのような活動にもかかわらず、いわゆる「セクハラ」疑惑が起こったことは、誠に遺憾なことであります。ことからはプライヴァシーに深くかわる問題であり、真実は

なお明白ではありません。しかし、このことは、私達に改めて大学における性差別の問題を提起致しました。現在の社会通念となつている性意識は、男性が外で働き女性が家庭を守るといういわば男性中心の社会構造の中で作られてきたものであります。女性も社会進出とともに通念のもつ矛盾が顕在化して、いま男女の新しい性規範が求められています。このような時代の変化をよく理解して、相手の意に反する性的言動がないよう十分注意し、個人の尊厳を守ることで、教育・研究の場や職場において大変重要であると考えます。

京都大学においては、今後性差別にかかわる人権問題が生じないよう、啓蒙活動を続ける予定であります。また問題があつた場合、相談できる仕組みを設けることも検討しています。しかし、最も大切なことは、相手の人間性を尊重することでありましょう。私達の社会が長い間に生み出してきた性差別の実態を直視し、京都大学においてそのような人権の侵害が起こらないようすべての教職員は努力していかなければなりません。

〔注〕 原文は横書き。

総長 井 村 裕 夫

一三 総長を補佐する体制の在り方について(報告) [七]

一九九四(平成六)年一月二日

平成六年一月二日

総長 井 村 裕 夫 殿

総長を補佐する体制の在り方
についてのワーキング・グループ

座長 西 川 禪 一

総長を補佐する体制の在り方について(報告)

本ワーキング・グループは、他大学における副学長等の実情を把握しつつ、総長を補佐する体制の本学における必要性、形態等について、平成六年六月から五回の会議を開催し検討を行ってきました。

これまでの審議の概要を以下のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

I 必要性

現在、本学では、二一世紀にむけて学部並びに大学院教育の改革、独立研究科の新設、新キャンパスの確保、百周年記念事業、自己点検・評価の実施等々、部局を越えて全学的に検討・実施を進めなければならない課題が山積している。また、各学部においては、大学院重点化が進行中であり、研究所・センターにおいても改組再編

の検討が行われている。

このような状況のなかで、総長は大学の長としての公務に加え、国内・外の学術関連機関等の役職を兼ねるなど非常に多忙な状況にある。

現状では、部局長会議が総長を補佐する役割を果たしているが、その構成員であるところの学部長、研究所長、センター長も部局の長として公務多忙な状況にある。

従来、本学の管理運営は、学部自治を尊重しつつ、評議会・部局長会議を中心として行われてきており、これからもこの体制は堅持されるべきである。しかし、前述の現状を考えると、本学の管理運営のより一層の円滑化と全学的な課題に機動的に対応するためには、総長を補佐する何らかの体制が必要であると考えられる。

II 形態等

総長を補佐する体制としては、当面、総長特別補佐をおくことが適当である。この総長特別補佐は、本来の教育研究活動に加えてその任務につく、いわゆる充て職とする。

東京大学、大阪大学、神戸大学など二七国立大学におかれている副学長を本学におくことについても検討したが、これについては、総長特別補佐制の実施の経験を踏

まえて、本学にふさわしい在り方をさらに検討することが適当と考えられる。

また、東京大学、東京工業大学などにみられる補佐グループについても、特別補佐制の発足後に改めて検討するのが適当である。

総長特別補佐(以下「特別補佐」という。)の在り方についてのワーキング・グループの見解は次のとおりである。

人数

○副学長の場合には、人数は二名とするのが多くの大学の例である。本学における特別補佐の人数をどうするかは、百周年記念事業の推進の必要性等を考慮した場合、微妙な問題であるが、原則として二名とすることとし、各種委員会への関与をさしあたり最小限にとどめることが適当である。

任期

○任期については二年とし、委嘱する総長の任期の終期を超えないものとするのが適当である。なお、任期の途中で特別補佐が欠けた場合、後任の特別補佐の任期は前任者の残任期間とする。

○原則として、再任は認めない。

選出方法

○総長が指名し、評議会の承認を得る。

対象

○京都大学の専任の教授の中から選任することとし、とくに資格に限定は付さず、適正な運用に委ねるものとする。

任務

○総長のスタッフとして、総長に必要な情報の提供、総長の職務執行に当たつての補佐、総長から特に依頼された事項の処理等に当たるものとする。

○特別補佐間の役割分担については、最初から固定した分担を決めず、総長と相談しながら分担を決めていく柔軟な形にする。

○特別補佐は、本来の教育研究活動も行う、いわゆる充て職として特別補佐の任に当たるので、あまり過重な任務を課すことは望ましくない。当面の主たる任務としては、キャンパス問題などの将来構想事項関係、百周年記念事業関係などが考えられる。

各種会議との関係

○評議会には、オブザーバーとして出席する。部局長会議にも出席することが適当である。なお、部局長会議の各部会は、当分の間はほこれまでどおりの形とする。

○現在、学内には将来構想検討委員会、教育課程委員会などおよそ六〇の委員会がある。特別補佐が総長を的確に補佐するためには、委員会の審議内容等を十分に把握しておくことが必要である。このため、各委員会は特別補佐の情報収集に積極的に協力する必要がある。

なお、各委員会の運営は基本的には従来どおり行われるのが適当と考えるが、委員会によつては、特別補佐を正規のメンバーとすることも検討されてよい。

その他

○学生問題に関しては、現在、学生部長が総長補佐的な役割を果たしており、特別補佐を設ける場合の学生部長の扱いについても検討したが、学生部長は、当面特別補佐とはせず、従来のままの形で維持するのが適当であると考ええる。学生部長及び学生部の今後の在り方については、副学長制を考える段階でこれと並行して検討されるべきである。

〔注〕

『京大広報』第四七七号、一九九四年二月一五日に掲載。原文は横書き。

一四 大学における性差別問題の相談受入れ体制について

〔七〕

一九九五(平成七)年六月一日

大学における性差別問題の相談受入れ体制について
本学における性差別にかかわる人権問題が生じた際の対応について、昨年五月より部局長会議において検討され、一〇月には、セクシュアル・ハラスメントに関する相談等はプライバシーにかかわる事柄でもあるので、原則として各部局で対応することとされた。

これを受けあるいはそれ以前から、各部局においては、問題対応のための組織を設けるなど、それぞれ検討を行ってきた。

その後さらに、部局長会議において、各部局における相談受入れ体制について検討された結果、原則として、それぞれの庶務担当掛等を通して文書又は口頭により部局長へ申し出ることとなり、各部局においては、具体的な相談受入れ体制が部局内に設けられていることを周知徹底することとなった。また、各部局の相談等の活動に関しては、各部局に助言等を行う全学的な組織を設けることとされている。

〔注〕 原文は横書き。

一五 大学間の学生交流のための協定書について(提言)(抄)

一九九五(平成七)年七月五日
〔七〕

総長 井村裕夫殿

平成七年七月五日

国際交流委員会

委員長 木村 肇 根

大学間の学生交流のための協定書について(提言)

本委員会は、本学の学術・教育の国際交流を効果的かつ円滑に促進することを目的として、「大学間学術交流協定を締結するに当たつての基本的な考え方について」、昭和六三年一月二五日、当時の西島安則総長に答申いたしました。

当時一一大学と締結されていた大学間学術交流協定は、現在二九件に、また部局間等の学術交流協定も二〇〇件以上と大幅に増加し、研究者、学生の人物交流、共同研究などの活発な交流が展開されています。

教育交流、特に留学生の受入れでは、現在、約九〇〇人の外国人留学生が本学で学んでいます。その多くは学位を取得することを希望していると考えられていましたが、近年、諸外国においては、留学生交流の新たなニーズとして、母国の大学に在学しながら、一学期間もしくは一学年程度

の短期間、外国の大学に留学するという、いわゆる短期留学による交流が活発化しております。

文部省では、大学間の学生交流の一層の促進を図るため、平成六年度に短期留学のための奨学金制度を設け、平成七年度は、その対象を環太平洋地域として、各大学に短期留学生の受入れを奨励しています。本委員会では、この制度を積極的に活用するため、大学院留学生の受入れと併せ、米国の Junior Year Abroad 等の要請などに対応する学部留学生のための全学的な短期留学生プログラムの新設の検討を鋭意進めており、このプログラムの実施には、留学生受入れの諸基盤、特に経済環境の改善を図る必要があります。

一方、文部省では、留学生交流の拡充、受入れ体制の整備として、平成三年度から大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収を実施し、各大学での活用を奨励しています。

本学では、先の答申、「大学間学術交流協定を締結するに当たつての基本的な考え方」において、「覚書に書かれている諸活動については、それぞれのプロジェクトに関して個別的な協議を経たうえで初めて権利義務が発生する。そのような協議は関係各部局の責任で行われる。」とされており、

これまで個々の部局が、学生交流協定を締結し、授業料等の不徴収による留学生の受入れを行ってきました。しかしながら、現在検討中の短期学部留學生プログラムによる留學生の受入れ学部は、原則として、申請受け付け後に決定するもので、受け入れ決定後の短期間に、関係学部が個々に学生交流協定を締結する必要があります。このように個別の学生交流協定では本プログラムの円滑な実施が極めて困難であると予想されます。

本委員会は、このような状況に鑑み、検討を重ねた結果、大学間学術交流協定を締結したあるいは締結しようとする大学等と授業料等不徴収により短期学生交流を行うとする場合は、大学間で学生交流協定を締結できるとするよう提言いたします。

なお、学生交流協定の締結に当たっては、従前どおり当該大学と協力していくことが学生の派遣を含む本学の教育研究活動にとってよいかどうかという観点に立って行うこととし、特に、この協定による留学生の受入れには全部局が責任を持って主体的に取り組むことを前提にしております。

また、これらの基本的な考え方を明確にするため、協定書の標準的な文案を別紙のとおりいたします。

京都大学と 大学との間の学生交流に関する協定

(案)

京都大学と 大学は、京都大学と 大学との学術交

流に関する一般的覚書に基づき、両大学間の学生交流を推進するため、この協定を締結する。

1 受入れ期間

両大学での学生の受入れ期間は、一年以内とする。

2 交換学生数

両大学は、毎年 名以内の学生を相互に受入れるものとする。

(註) 人数は先方大学の規模等により、適宜先方大学と協議し定めるものとする。

3 交換学生の在籍身分

両大学は、学生の受入れに当たっては、それぞれの受入れ大学において学位取得を目的としない非正規生として受入れるものとする。

4 受入れ手続き

この協定に基づき参加する学生は、派遣側の大学によって先ず選考され、受入れ側の大学によって最終的に個々に入学許可を決定されるものとする。

5 履修課程

交換学生は、受入れ大学及び派遣大学の指導教官と相談の上、受入れ大学が定めた履修課程に従い学修するものとする。履修課程によって、語学力その他の条件を課すことがある。

6 学業成績と単位認定

受入れ大学は、その規定に従って学修の達成度を評価し、各交換学生の学業成績書を派遣大学に送付する。派遣大学は、その規定に従って単位認定を行うものとする。

7 授業料等

受入れ大学は交換学生に関わる検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。

8 経済的責任

交換学生は、受入れ国において効力を有する総合健康保険を所持するとともに、旅費、宿舍費、健康保険費を含めて自己に必要な経費を支払う責任があるものとする。

9 協定の発効と期間

本協定は、双方の署名完了の日に効力を生じるものとし、五年間有効とする。また、いずれの大学も、六か月前に書面をもって通知することにより本協定を終了することができるものとする。本協定が有効期間内に廃止さ

れない場合には、本協定の終了日の六か月前までに、両大学により協定の更新について協議を行うものとする。

この協定の内容は、両大学の合意のもとに随時改訂又は修正できるものとする。

10 正文

この協定は、日本語及び 語で作成し、等しく正文である。

(英語による訳文を写しとする。)

(註) 英語のみにより作成する場合もあり得る。

平成 年 月 日 平成 年 月 日
京都大学総長 大学長

署名 署名

〔以下略〕

〔注〕『京大広報』第四九〇号別冊、一九九五年九月一五日に掲

載。

原文は横書き。

一六 「京都大学国際教育プログラム（仮称）」の実施につい

て

〔七〕

一九九五（平成七）年一〇月一七日

「京都大学国際教育プログラム（仮称）」の実施について

国際交流委員会では、諸外国の大学との学生交流を一層促進するための諸方策について検討が行われていますが、その具体策の一つとして、従来学部間や学科間で締結されていた学生交流協定を、全学レベルでも締結できることとするよう提言があり、実施に移すこととなりましたことは、先にお知らせしたとおりです。（『京大広報』No.四九〇別冊一九九五・九・一五）

引き続き、同委員会から、諸外国からの学部留学生の受入れの促進を図るため、「京都大学国際教育プログラム（仮称）」の実施について提言があり、平成七年九月二六日に開催された部局長会議において実施に向けて準備を進めることが了承されました。ここに、提言の概要を報告します。

1 「京都大学国際教育プログラム（仮称）」

○世界各国から学部留学生を短期一年程度受け入れ、正規課程学生とともに、英語により教育し、本学学生の国際性を涵養する。

○受入れ留学生の定員は二〇名、関係学部にも所属させ、単位認定を行う。

○学科目は、主に日本の特色あるものを各学部等が提供し、原則として全学共通科目とする。各科目の受講定員は四〇名。本プログラムの留学生の受講を優先し、定員の範囲で正規課程学生の受講を許可する。

○本プログラムは、平成九年一〇月から実施する。

2 準備委員会の設置

○本プログラムの具体的カリキュラム等を作成し、概算要求を準備するため、全学委員会として「国際教育プログラム準備委員会」を設置する。

○準備委員会の事務局は、学部留学生課に置く。

3 本プログラムの実施に当たっては、授業料等の相互不徴収の措置のための大学間学生交流協定を締結し、受入れ留学生の便宜を図るとともに、相手大学への本学学生の留学を促進する。

一〇月一七日開催の部局長会議で、本プログラムの準備委員会要項の制定が了承され、今後具体的に検討されることになりました。本プログラムの実施に向けて全学的な御理解と御協力を切に望むものであります。

また、この提言をまとめるために御尽力いただいた国際

交流委員会委員各位に謝意を表します。

平成七年一〇月一七日

総長 井村裕夫

〔注〕『京大広報』第四九三号、一九九五年二月一日に掲載。

原文は横書き。

〔一〕八八六頁〔二五〕を参照。

一七 一般教育の危機指摘 京大教職員泊まり込み討論

〔二九〕

一九九六(平成八)年八月二十九日

一般教育の危機指摘 京大教職員泊まり込み討論

京都大学の教職員二百人が泊まり込みで大学教育のあり方を考える第一回の討論集会「京都大学教育を考えるー全学共通科目をめぐる」が二十八日から二日間の日程で、京都市左京区の比叡山観光ホテルで始まった。

京都大学では、九二年に教養部が総合人間学部に変更され、教養部が一手に引き受けていた従来の一般教育課程は各学部の分担となった。しかし、総合人間学部が一般教育科目の大半を引き受けているのが実情で、学内に「全学共通科目レビュー委員会」を設け、改善策を模索している。

井村裕夫総長はいささつの中で「大学の一般教育は危機的状況にある」と問題提起。その理由として▽一般教育で何を目標とするかの理念が不明確▽実利主義と教養主義の矛盾を抱えている▽教養部が廃止され、だれが一般教育を行うかなど責任の所在があいまいと、三つの問題点を指摘した。そのうえで、日本の経済的沈滞を打ち破る創造的な人材の育成が大学の使命、とし「これまでの研究重視の立場から教育に比重を移すべき」と話した。

討論会には東京大、名古屋大、米國ハーバード大からもゲストが参加。このあと五つのグループに別れ、自由に意見を交換した。二十九日は全体討論会を開く。

一八 副学長制の設置及び学生部の事務局への一元化をめぐる

〔三〇〕

一九九七(平成九)年七月二日

副学長制の設置及び学生部の事務局への一元化をめぐる

京都大学評議會は、去る六月二四日開催の會議で、明年度の概算要求事項の一つとして副学長制の設置及び学生部の事務局への一元化について論議し、これを取り上げるこ

とに決定しました。その経緯と内容について述べます。

国立大学においては、現在教育改革、機構改革の進行に伴って学部・卒の枠を越えた業務が増加し、また将来構想、施設整備など大学全体として取り組まねばならない課題が増えています。さらに、大学への理解と支持を得るため、対外的な活動の必要性も増えています。従って学長を補佐するスタッフとして多くの大学で副学長制が導入されて参りました。

京都大学においては平成六年に第一回ワーキンググループを発足させ、この問題についての検討を依頼しました。その結果、取り敢えず学内措置によって総長特別補佐の制度を設けるべきであるとの提案がなされ京大広報一九九四・一二・五No.四七七参照⁽¹⁾、平成七年度よりこの制度が発足しました(学報平成七・二・一七第四五〇号参照)。そして現在まで計四人の方に、この職を務めて頂きました。しかし学内措置の制度では様々な制約があるため、平成八年末に再度ワーキンググループを設け、副学長への移行の可否について検討して頂きました。その結果二名の副学長を置くべきであるという点で、意見の一致を見ました。

二人の副学長のうち一人には、学生部の重要性を考慮して現在の学生部長の仕事を引き継いで頂き、より広い立場

から学生の教育・厚生に携わって頂くのが妥当と判断致しました。もう一人の副学長には、将来構想も含め研究の推進、大学の運営を分担して頂く予定であります。

次に事務機構のあり方については、現在のように学生部事務を全体の事務機構と離しておく二元案と、全体を統一する一元案とが考えられました。これについて種々検討の上、最終的に一元化する案で概算要求をすることと致しました。その理由は、第九次定員削減をはじめ、事務職員の削減が強く求められている中で、二元案を続けると学生部、事務局の両方が弱体化し、学生へのサービスが低下することが心配されるからであります。とくに、入学者選抜方法の改善、学部学生短期交流計画の推進、国際交流の活性化など、教育、国際交流などに関する事務が今後増加することが予想されますので、事務局全体の枠の中で、学生部の充実を考えるべきであると判断致しました。なお、現在の学生部長は学生部長に振り替えられますが、これは名称だけの変更であります。事務職の学生部長が学生部の責任者となるのではなく、あくまでも副学長の一人が責任を負うこととなります。

副学長の一人は従来の学生部長室で執務し、従来通り学生諸君との密接な関係を維持することに努め、更に、学生

部委員会を充実させて学生諸君との接点を増やすことができると思います。従って京都大学における大学と学生諸君の關係は、少しも変わるものではなく、今後とも学生部が窓口となって話し合いを行うことになります。

現在国立大学は、行財政改革が進む中で大きい試練の時期を迎えており、今後どのような変化が起こるか予測できません。こうした時こそ本学においても総長を補佐する体制を確立し、新しい事態へ対応できる準備が必要であります。

なお、この案はあくまでも概算要求の段階のものであり、それが認められるか否かはまだ明らかではありません。全学の構成員が、以上のような事情を賢察されんことを希望致します。

平成九年七月二日

総長 井村 裕夫

〔注〕『京大広報』第五一五号、一九九七年七月に掲載。

原文は横書き。

(一)八八三頁(一二)を参照。

一九 副学長制めぐり団体交渉平行線 京大 総長と反対

学生

三九

一九九七(平成九)年七月一二日

副学長制めぐり団体交渉平行線 京大 総長と反対

学生

京都大(井村裕夫総長)が来年度から副学長制を導入する方針を決めた問題で、これに反対する学生と井村総長との「団体交渉」が十一日、京都市左京区の同大学であった。大学によると、総長が学生の集団と話し合いの場を持つのは二十年ぶりという。

学生自治会などの要求に応じて行われたこの日の団交には、学生や教職員約五百人が参加した。副学長制導入とそれに伴う学生部の事務局一元化について、学生が「学生の管理強化につながる」「先月二十四日の評議会決定まで、事前に説明がなかったのはおかしい」と決定の撤回を求める意見が相次いだ。

これに対し、井村総長は「機構改革しても学生にとっては何も変わらない」「学生に意見を聞く必要があったとは思わない」などと述べ、平行線のまま、約四時間半にわたる話し合いを終えた。

二〇 創立百周年記念音楽会開催*〔抄〕

〔六〕

揭示第一二号

一九九七(平成九)年九月九日

揭示第一二号

本学一般

下記により創立百周年記念行事として、京都大学創立百周年記念音楽会を開催いたします。

記

日 時 十一月一日(土)一八〇〇開演(開場一七

二〇〇)

場 所 京都コンサートホール(左京区下鴨半木町一

一二六)

演 奏 京都市交響楽団

指 揮 井上道義

式典曲作曲 藤家溪子

フルート 佐々木 真

オルガン 高橋 聖子

プログラム

藤家溪子／輝を垂れて千春を映さんとする

— 京都大学創立百周年記念委嘱作 —

尾高尚忠／フルート小協奏曲作品三〇

サンサーンス／交響曲第三番ハ短調作品七

ハ「オルガン付」

〔中略〕

平成九年九月九日

京 都 大 学

〔注〕 原文は横書き。

二一 創立百周年記念特別講演会、記念シンポジウム開催*

〔抄〕

〔六〕

揭示第一三号

一九九七(平成九)年九月九日

揭示第一三号

本学一般

下記により創立百周年記念行事として、京都大学創立百周年記念特別講演会及び京都大学創立百周年記念シンポジウムを開催いたします。

記

京都大学創立百周年記念特別講演会

日 時 平成九年十一月三日(文化の日)

一〇:〇〇—一二:〇〇

場所 京都テルサホール(南区東九条下殿田町七〇)

テーマ 「二〇世紀から新世紀へ」

講師 現代思想をリードする社会理論家

ユルゲン・ハーバーマス

「惨禍から何を学ぶのか」

「二〇世紀を顧みて」

分子生物学の創始者

シドニー・ブレンナー

「知―果てしなき探求」

司会 本 庶 佐(医学研究科長)

講演会の使用言語は英語ですが、日本語の同時通訳を行います。

京都大学創立百周年記念シンポジウム

日時 平成九年十一月三日(文化の日)

一三・三〇一七・〇〇

場所 京都テルサホール(南区東九条下殿田町七〇)

テーマ 「二〇世紀から新世紀へ」

― 知の軌跡と大学の可能性 ―

パネリスト

藤澤 令 夫(哲学者・前京都国立博物館長)

森 鳴 通 夫

(経済学者・ロンドン大学名誉教授)

廣 中 平 祐(数学者・山口大学長)

利根川 進

(分子生物学者・マサチューセッツ工科大学教授)

主 討 論 者

佐 藤 幸 治(法学研究科教授)

紀 平 英 作(文学研究科教授)

司 会 佐 藤 文 隆(理学研究科教授)

〔中略〕

平成九年九月九日

京 都 大 学

〔注〕 原文は横書き。

二二 大学は経済効率だけで測れない 国立大の独立行政

法人化 京大が反対方針(抄)

〔三九〕

一九九七(平成九)年一〇月一八日

大学は経済効率だけで測れない 国立大の独立行政

法人化 京大が反対方針 教育一貫性に悪影響

行政改革会議(会長・橋本竜太郎首相)が検討している国

立大の独立行政法人化について、京都大は十七日、臨時の部局長会議を開き、「経済的効率だけで大学のよしあしを測ることはできない」などとして、現行案での独立行政法人化に反対する方針を決めた。

井村裕夫総長が、この日の記者会見で発表した。反対の理由として井村総長は▽三―五年ごとに大学運営の計画を見直す案は教育の一貫性に悪影響を及ぼしかねない▽国立大が担う国際的にレベルの高い研究が、経済的効率だけ重視しては継承されない可能性がある―と指摘した。

井村総長はさらに「国立大の設置形態は財政改革の視点だけでなく、教育研究の将来構想に基づいて考えるべき。学問的な国際競争が激しい現在、独立行政法人化は一時的にも国立大の教育研究能力を低下させ、国の損失につながるかねない」と述べ、独立行政法人化の部分的な利点は認めながらも、実施には反対の姿勢を示した。

今後は京大の将来構想委員会などで議論を進める一方、二十一日に開く国立大学協会会長・井村総長)の常務理事会でも意見の取りまとめを行う。

〔以下略〕

二三 総長式辞〔創立百周年記念式典〕

一九九七(平成九)年一月二日

総長式辞

本日ここに町村信孝文部大臣、蓮實重彦東京大学総長、陳佳洱北京大学長など学術交流協定締結大学学長の皆様をはじめ、多数の御来賓の御臨席のもと、京都大学創立百周年記念式典を開催できますことは、大学にとって誠に大きい喜びであります。御多用の中、御出席頂きました皆様に、京都大学を代表し心からお礼を申し上げます。

京都大学は一八九七年(明治三〇年)に創立されましたが、関西に第二の帝国大学を作ろうとする動きはかなり長い歴史を持っています。しかし一八九二年(明治二五年)長谷川泰議員らが帝国議會に「関西二帝国大学ヲ新設スル建議案」を提出するに及んで、漸く具体化することとなりました。

この建議案の中で同議員らは、大学が一つであると競争者がないたため、教員も学生もその地位に安住しがちになると指摘し、互いに切磋琢磨できる第二の帝国大学の必要性を強調しています。この建議案は直ぐには実現しませんでした。が、日清戦争後の一八九六年京都帝国大学創設案が議會で可決されました。そして翌一八九七年理工科大学、九九九年(明治三二年)法科大学、医科大学、一九〇六年(明治三九年)

に文科大学が設立され、当初の目標が完成しました。

このように京都大学は、東京大学の良き競争者となるべき使命を帯びて創設されました。いまから丁度百年前の最初の入学者宣誓式で、初代総長木下廣次は、「当大学は東京帝国大学の支校にあらず、又小模型にも非ず、全く独立の一大学なり」とし、そのために「独得の資性を具えざるべからず」と述べているのも、当時の社会の要請を意識したものと考えます。木下総長は更に続けて、「大学学生にありては自重自敬を旨とし、自主独立を期せざるべからず。故に諸君は既に後見を脱したるものとして吾人は諸君を遇するなり。因て平素のことは細大注入主義によらず、自発自得を誘導することを務めんと欲す」と述べていますが、この言葉はその後京都大学の学風の形成にあたって重要な指針となったように思われます。

京都大学の創立に加わった教授の多くはドイツに留学し、大学での教育と研究は本来一体のものとするフンボルト的理念を理想として、わが国でこれを再現しようとしていました。そして京都が政治、経済の中心から遠く位置していたこともあって、学問を新しい大学の中心目標に据えたのであります。千年の古都である京都の静謐な環境は、真理を探索する学問の府を作る場所として誠に相応しいものがあります。

した。学問のためには、何よりも自由な発想が大切であります。そこから自由を尚び、自主独立の精神に富んだ京都大学の学風が形成されたものと考えます。そしてその中から多数の創造性に富んだ人材が育ち、また多くの独創的な研究が生まれました。自然科学の分野で四名のノーベル賞受賞者を輩出したのも、単なる偶然ではないと私は考えたのであります。

しかし京都大学が創立百周年を迎えた現在、大学の内部も、大学を取り巻く外部環境も、そして学問のあり方も創立当初に比べて大きく変貌しました。まず第一にかつて四分科大学の、比較的小規模な大学として発足した京都大学も、一九一四年（大正三年）の理科、工科の分離、次いで学部制になってからは経済学、農学、教育学、薬学、総合人間学、各学部の設置により一〇学部となり、更に人間・環境学、エネルギー科学研究科を含む一一の研究科を擁する巨大な大学となりました。また一九一五年（大正四年）の化学研究所の設立に始まり、現在では一三の研究所、一七の教育または研究センターを設置しています。学部学生一三、七〇〇名、大学院生六、九〇〇名、研究生等約九〇〇名、教職員数は五、三〇〇名を数えています。かつてカリフォルニア大学総長のクラーク・カーが指摘したように、京都

大学もユニバーシティというよりマルチバーシティとなり、創立当初のような対面的人間関係を持つことは不可能となりました。そのため一つの組織体としての統合のあり方をここ数年來模索してきましたが、早急に確立すべき課題であります。

第二に京都大学をはじめわが国の国立大学は、基本的には明治時代の分科大学(学部)の枠組みを守りながら今日に至りました。理学部、文学部、工学部、法学部などの学部、そして学科、講座の枠組みであります。しかし学問のめざましい発展によって各学問分野の境界がなくなり、学際領域が急速に発展しつつあります。二一世紀の世界の重要課題の解決のためには、こうした学際領域の果たすべき役割が極めて大きいと言わざるを得ません。そこで京都大学では、独立研究科として一九九二年に人間・環境学研究科、一九九六年にエネルギー科学研究科を発足させ、さらに明年には情報学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科を設置する計画であります。伝統的な学問を各学部及びその研究科で継承しながら、新しい学問のフロンティアを独立研究科で開拓しようとする構想であります。しかし百年前に発足した学部のあり方そのものについても、時代の変化に対応できているか否かを検討する必要がありますでしょう。

第三に京都大学は、その地理的条件もあって国家と一定の距離を置き、時には国家と対峙する歴史も持ちながら、百年を歩んできました。反骨の精神はある意味で京都大学の伝統であり、それをバネにして独自の発展を遂げたと言えるかも知れません。しかし二一世紀が目前に迫った現在、国家の性格は大きく変貌しつつあります。情報、金融、企業活動、物資や人の流れなどは、自由に国境を越えて移動できる時代となりました。次の世紀、世界は一つに融け合いながら、しかし激しい競争と文化の摩擦を起こすという、かつて人類が経験したことのない時代を迎えることは必至であります。その中で、国際的な情報の流れから比較的遠くに存在する東洋の、しかも一古都にある京都大学がどのようなスタンスで教育・研究を行い、世界に向けて何を発信できるのか、真剣に考えねばなりません。本学でも国際交流プログラムが始まり、諸外国からの学生を受け入れて本学の学生と英語で勉強するクラスが発足しました。この小さいクラスが、将来京都大学の教育を大きく国際化させて行くパイロットの役割を果たしてくれるのではないかと期待しています。

第四に学問の世界でも、大学を取り巻く環境は、この百年の間に大きく変化しました。一九世紀は大学の世紀であ

つたと私は考えています。教育と研究を統合したドイツの大学が大きい成功を収め、全世界に影響を及ぼしました。京都大学も基本的にはドイツの大学の理念を受け継いでいます。しかし二〇世紀に入ると、アメリカでカーネギー研究所やロックフェラー研究所が発足し、やがて国立衛生研究所(NIH)のような巨大な研究機構が作られました。研究大学を生み出したドイツでも、一九一二年のベルリン大学の百周年におけるカイザーの講演を契機として、カイザー・ウィルヘルム研究所、後のマックス・プランク研究所が発足しました。二〇世紀は大学と研究所の共存の世紀であつたと言えます。わが国でも多くの研究所が生まれましたが、マックス・プランク研究所やフランスのCNR Sのような組織化されたものはなく、全体として大学優位の状態で推移してきたと私は考えます。

しかし二一世紀を目前に控え、高等教育機関や研究機関には、大きい地殻変動が起こりつつあります。教育の面では人工衛星やインターネットなどの新しいメディアを用いた大学あるいは大学院教育が始まり、今後それらが国境を越えて拡大するものと思われれます。研究面では公的な研究所のほかに、企業やベンチャーが次第に大きい存在となってきました。また、インターネットを用いるバーチャラ

ボの試みも始まっています。二一世紀は大学をはじめ様々な教育・研究機関がネットワークを作り、世界の各地にテクノポリスではなくて知の都(ソフィオポリス)が生まれるのではないかと私は考えています。このようなネットワークの中で、大学の果たすべき役割を、いま真剣に考えるべき時であります。

二一世紀には経済成長が制約を受け、物質的な豊かさを現在以上に求めることは困難になりますが、他方知の面では豊かな世紀になるものと思われれます。否、積極的にそうするようわれわれは努力すべきであります。従って大学や大学院への進学率は今後とも増加するでありましょう、生涯学習の必要性も一層高まるでありましょう。知の豊かな社会、それはまた生涯学習社会でもあります。生涯学習が続ける人を多く持たない国は、衰亡することは必至でありましょう。

従って教育・研究機関が多様化する二一世紀にも、「学ぶことを学ぶ(Das Lernen des Lernens)」場としての大学の役割は、決して小さくなるとは考えられません。若い人々に生涯学び問い続ける習慣と方法を身につけさせるところ、それが大学であります。未知なるものへの興味と探求心を培い養うところ、それが大学であります。今こそ大学は、

二一世紀の世界が直面するであろう様々な困難な課題に勇敢に挑戦し、人類の未来を切り開く人材をいかに育てるか、真剣に考えねばなりません。教育の改革こそ、いま大学が切実に求められている課題であり、その努力なくしては、次の世紀には教育・研究のネットワークの中で、大学は求心力を失ってしまうであらうでしょう。

本日は京都大学創立百周年記念式典にあたり、本学の建学の精神を思い起こし、その後の百年間に起こった変化のうち、重要と考えられるいくつかの点について、私見を述べさせて頂きました。京都大学は多くの課題を抱えながらも、いまその第二の世紀へ一步を踏み出したところであります。この大学の第二の世紀を、より豊かなまた力強いものとするために、百周年記念事業を計画致しました。主要な事業の一つはマルチバーシテイ化した現在の大学の中で、構成員が集い合い、また外国も含めて学外の多くの人々とも交流し合える百周年記念館の建設であります。いま一つは学生や若い研究者の国際交流を支援する基金の充実であります。極めて厳しい経済環境にありながら所期の目標を達成できる見通しが得られましたことは、偏に大西正文氏、樋口廣太郎氏をはじめとする記念事業推進実行委員会の皆様、拠金を頂いた企業、教職員、卒業生など多くの方々の

御厚意によるものであります。この席をお借りして、心からのお礼を申し上げます。

最後に本日御列席の皆様には、今後とも京都大学の歩みを暖かく見守り、御支援、御鞭撻を賜りますようお願いして私の式辞と致します。

平成九年一月二日

京都大学総長 井村裕夫

〔注〕『京大広報』号外、一九九七年十一月に掲載。

原文は横書き。

二四 創立百周年記念展覧会

一九九七年（平成九年）年十二月

創立百周年記念展覧会

百周年記念展覧会が、「知的生産の伝統と未来」をテーマに平成九年一〇月二八日（火）から一一月二四日（月）までの間、総合博物館、附属図書館及び多数のサテライト会場において開催された。

この記念展覧会は、京都大学の創立期からのあゆみと先人が築いてきた輝かしい知的生産の伝統を振り返るとともに、新たな百年に向けて取り組みつつある学問の最前線を

紹介することを主題として企画された。

総合博物館においては、「古代への情熱」「工学事初め」「名建築」「哲学者たち」「東洋学の系譜」「学問の自由を求めて」「栄誉」「登山・探検とフィールド調査」「人文科学研究所と共同研究」「未来へ」と学問や発想の自由、探検など、京都大学の学風を紹介する資料を展示し、附属図書館では幾多の有為な人材を輩出し、様々な創造性豊かな研究成果をあげてきた京大の成立を紹介する「創立期の京都大学」と昭和初期から現代までの京大生の様子を展示した「若人たち」の各コーナを設置し、先人の知的生産の伝統と研究の最前線の一部を紹介した。

開催にあたっては各方面から協力いただき、ノーベル賞やオリンピックの金メダル、著名研究者の直筆原稿などの貴重な所蔵品の出品をいただいた。

会期中、本学卒業生、名誉教授、教職員、学生、一般市民の延べ約三二、〇〇〇名が訪れた。

また、総合人間学部、人間・環境学研究所、理学研究所、工学研究科、さらに宇治キャンパスの研究所・センターなどで開催された。

〔注〕 原文は横書き。